https://doi.org/10.32283/rep.af474aa2

平成23年度 文部科学省 大学における医療人養成推進等委託事業

学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究

平成24年3月

一般社団法人　日本看護系大学協議会

研究実施体制

本研究は、文部科学省から平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」を受け日本看護系大学協議会看護学教育評価検討委員会の「学士課程における看護学専門分野別評価実施体制の仕組みづくりに関する調査研究」プロジェクトで実施した。

委員長

髙橋　眞理（北里大学）

研究プロジェクト委員・評価チーム

上野　栄一（福井大学）

小松　万喜子（愛知県立大学）

叶谷　由佳（山形大学）

高田　早苗（日本赤十字看護大学）

野澤　美江子（東京工科大学）

柳　修平（東京女子医科大学）

髙橋　眞理（北里大学）

香取　洋子（北里大学）

中山　栄純（北里大学）

総合評価評議会

金川　克子（神戸市立看護大学）

高田　早苗（日本赤十字看護大学）

中村　慶子（愛媛大学）

前原　澄子（京都橘大学）

村嶋　幸代（東京大学）

村本　淳子（三重県立看護大学）

髙橋　眞理（北里大学）

協力者　　中井　泉　・　小泉　雅也　・　加藤　沙矢香（北里大学）

目　次

Ⅰ．これまでの本委員会の活動経過・・・

Ⅰ．これまでの本委員会の活動経過

１．趣旨

看護系大学が急増する中、看護基礎教育の質の向上・充実をはかるには、専門分野に特化した看護学教育評価の実施仕組みづくりが必要である。本委員会では、日本看護系大学協議会でこれまでに検討してきた看護系大学の専門分野別評価基準案等の蓄積を基に、看護系大学間でピアレビューを試行し、看護系大学・看護学専門別領域における評価基準とその適正な実施方策、また、本評価システム組織の構築、本評価システムの活用方法について検討を重ねることである。

２．これまでの本委員会の経過　平成 22 年度まで

これまで本協議会では、平成 13 年度以降、大学における看護学教育の基準に関する検討に取り組んできた。平成 14～16 年度には「看護学教育質向上委員会」において、海外の第三者評価の現状を把握し、評価基準のガイドラインを作成した。

これを受け、平成 17 年度からは、「看護学教育評価機関検討委員会」を設置し、平成 17～18 年度には、看護学の学士･大学院課程の評価基準案と評価体制案を取りまとめた。平成 19 年～20 年度は文部科学省大学評価研究委託事業「看護学専門領域の評価システム構築―看護系大学・大学院の認証評価を目指して」の委託を受け、まず、今後の取り組み概要（図１）を描き、事業を発展させた。平成 19 年度には、米国の看護系大学・大学院の認証評価方法に関する調査を実施するとともに、国立大学 1 校、公立大学 1 校、計 2 校において、これまで作成してきた評価基準案を用いた学士課程の評価を試行し、成果を会員校を対象とした 2 回のシンポジウムで報告した。また、平成 20 年度には評価のシステム体制を強化するため、評価委員制度を導入し、評価委員の育成にむけた研修を、16 名の会員校教員を対象に実施した。さらに、本研修が終了した評価委員の中からの数名は、その後の 4 大学における相互評価の試行評価を一緒に行った。同様に 20 年度も、本システム構築の成果を２回のシンポジウムで報告し、会員校への共有に努めた。

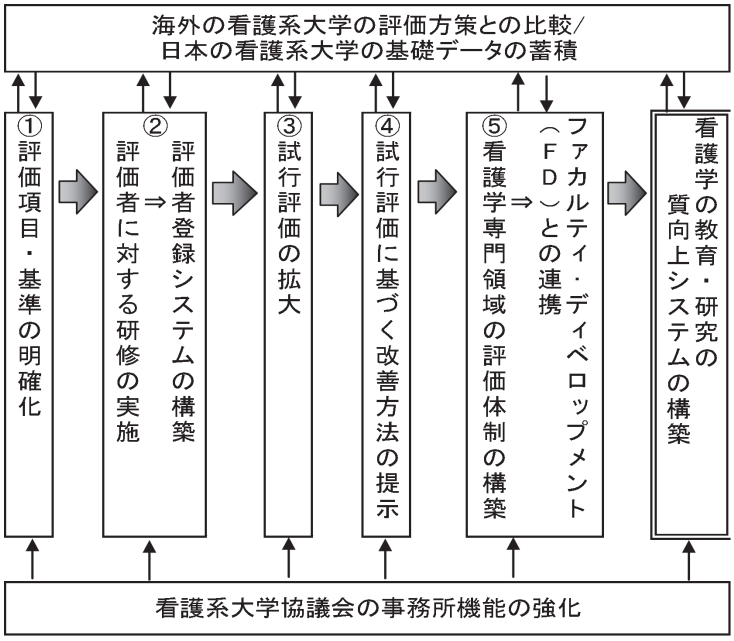


図１　取り組み概要

さらに、平成 21 年度も引き続き、文部科学省大学における医療人養成推進等委託事業の委託を受け、過去 8 年間に検討してきた評価基準案等の蓄積をもとに、看護系大学の看護学専門領域における評価者システムの構築、評価項目基準の明確化、試行評価に基づく改善方法の提示について更なる検討を重ねた。特に、看護系大学の専門分野別評価と大学機関別認証評価との識別を明確にするため、学士課程における既存の評価基準・項目を改変し、新たな評価 10 基準および評価項目を作成した。さらにこれら新評価基準・項目の浸透を図るため、本委員会主催のシンポジウムを年度末に実施した。（平成 21 年度日本看護系大学協議会「看護系大学・大学院の看護学専門領域評価に関する研究」報告書、「看護学専門分野質保証における学士課程評価の構築をめざして、看護学教育Ⅳ、日本看護協会出版会、2010）。

平成 22 年度から、本協議会の一般社団法人化に伴い、本委員会も本協議会の常設委員会に位置し、名称を「看護学教育評価検討委員会」に変更し、看護系大学の教育の質保証における専門分野別評価の構築を目指し、更なる活動を展開した。具体的には、高等教育行政対策委員会「コアカリキュラム検討委員会」（委員長　野嶋佐由美）による「コアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」との連動を念頭に、学士課程専門分野別評価項目案の修正、学士課程専門分野別評価実施報告案を検討し、年度末には高等教育行政対策委員会との合同によるシンポジウムを実施した。また、本評価システム構築に関する数年毎のアンケート調査結果から、多くの参加者は、看護学に特化した評価の必要性を認識し始めていること、また、各大学内の自己点検評価に加えて、外部評価を受けることを前向きに捉え始めている大学が多いことが伺えた。（看護学教育評価検討委員会　「平成 22 年度　報告書」）

Ⅱ．学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくり

Ⅱ―１．プロジェクト概要

プロジェクトの概要　平成２３年度

わが国すべての看護系大学が加盟する日本看護系大学協議会において、看護専門分野別評価を実施していくことは、大学教員の質向上のために貢献するという評価文化が形成されつつあること、また、学士課程における評価基準および評価項目案の内容は加盟各大学に浸透されはじめてきた。

そこで、平成 23 年度は、本協議会に看護専門分野別評価の仕組みづくりを組織し、新評価基準による学士課程の試行評価を実施し、学士課程の質向上システムの一貫として専門分野評価を位置づけることを目指した。なお、本協議会による「看護学専門分野別教育評価は、日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラム（以下、「看護学教育プログラム」）の評価を中心に行うものであり、ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、教育活動や教育成果など、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものである」と規定し、大学の運営・組織を評価する大学機関別認証評価との識別を明確に示した。

本年度は文部科学省「平成 23 年度大学における医療人養成推進等委託事業―看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」の中で、本委員会では「看護系大学・学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」プロジェクトを担当し、本協議会内に図２に示した評価体制を組織し、2 大学を対象とした試行評価をはじめとする以下の取り組みを行い、看護学専門分野別評価の効果的・効率的な評価体制を検討した。

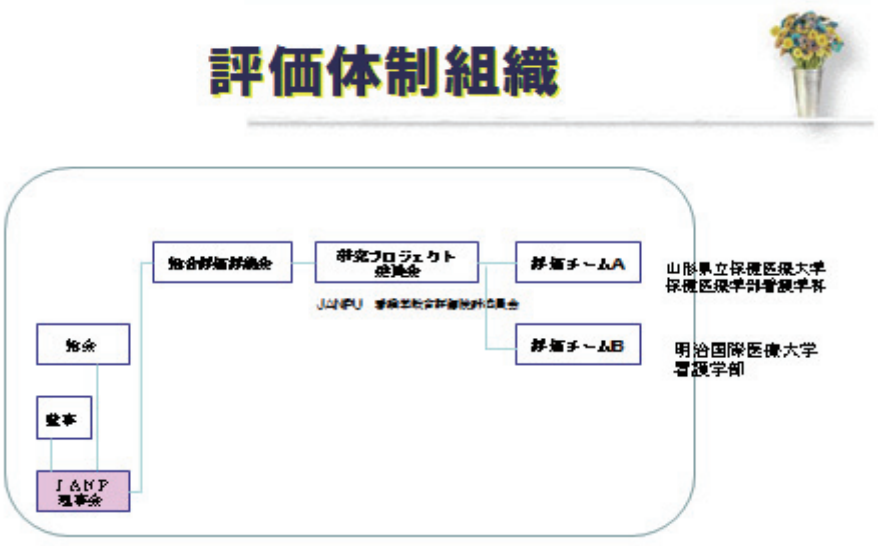


図２　JANPU における専門分野別評価の体制組織案

① 学士課程看護学専門分野別「評価マニュアル」案の作成

学士課程看護学専門分野別試行評価の実施にあたり、「実施要項」案を一部見直すとともに、各対象大学が自己点検・評価書作成に参考となる「評価マニュアル」の作成に取り組んだ。まず、評価マニュアルの作成に先がけ、平成２２年度に作成した「実施要項」案の評価のプロセス見直した。要項案では、評価は２段階とし、第１段階を大学における自己点検評価、第２段階を本プロジェクトによる評価とした。第２段階評価では、第１次評価を評価チームによる書面調査、第２次評価を評価チームによる訪問調査とした。また、第２次評価の訪問調査実施後に、評価チームからプロジェクト委員会へ＜評価チーム報告書＞が提出され、プロジェクト委員会は＜評価報告書原案＞を作成する。その後、＜評価報告書原案＞を対象校に送付し、評価対象校からの異議申し立てのプロセスを組み込み、最終版＜評価報告書原案＞を総合評価評議会に提案する。総合評価評議会は、原案の妥当性を審議し、総合評価を含めた＜評価報告書＞をもって、各大学・社会に最終評価を公表することとした。なお、最終評価の総合判定は、「適合」、「不適合」、「保留」とした。なお、この一連の評価体制組織としては、日本看護系大学協議会の理事会の下に総合評価評議会を置き、その下部にプロジェクト委員会（評価委員会）を置き、さらにその下部に各評価チームを位置づけた。

その後、各対象大学が自己点検・評価書作成に参考となる「評価マニュアル」の作成に取り組んだ。

評価マニュアルでは、第１次評価の書面調査での書類の記入方法についての説明、評価文書、添付資料の送付先、自己評価の裏づけとなる添付資料の具体例などもあげた。

② 評価組織構築の検討、評価項目、基準の精選

① の要項案見直し、評価マニュアル作成に基づき、具体的な評価組織の構築、評価項目の基準の精選を行った。

評価組織の構築については、今回、親委員会である総合評価評議会のメンバーは、日本看護系大学協議会の看護学教育評価検討委員会の委員のうち、大学の学長や学部長、学科長、およびその経験者とした。総合評価評議会のメンバーには、当初大学基準協会の関係者による外部メンバーも加える予定であったが、本事業の時間的な制約などの問題もあって、今回は見送ることとした。プロジェクト委員会に関しては、その他の看護学教育評価検討委員会の委員とし、さらに総合評価評議会のメンバー２名を追加し試行評価（２校）のそれぞれの評価チームのリーダーとした。今回の調査では、プロジェクト委員会のメンバー全員が評価チームを兼ね、併せて会員校からも評価チームメンバーを新たにつのり、会員校から追加の評価チームメンバーを加えた組織体制とした。

評価項目、基準の精選では、具体的に記入しやすいように様式を検討した。また、各項目の添付資料例の記載を追記した。さらに、評価対象校の全体的な独自性も見えるように、理念、アカデミックポリシーなどとともに記載できる新たな様式を作成した。

① ②の業務によって、今回の試行評価の準備をほぼ整えることができた。

③第１次評価：書面調査

今回の試行評価の対象校は、公立の看護学科と私立の看護学部の２校とした。公立の看護学科は保健医療学部の１学科で他の学科として理学療法学科と作業療法学科から構成されている。私立の看護学部は、鍼灸学部からスタートしたことから、統合大学を目指す特徴を有する大学である。書面調査では、上述の対象校に、書類の作成と添付資料の送付を依頼した。対象校から提出された書類については、評価チームが一同に会して評価する体制とした。これによって書類や添付資料のコピーの費用や評価期間が大幅に軽減され、今後本格的な評価を限られた体制の中で行う上で有効な方法であることが明らかになった。さらに、委員同士でディスカッションしながら評価できるという利点も確認できた。また、提出された資料は、すぐに評価チームのメンバーに PDF ファイルで送付し、会議の前に事前に対象校の自己評価の状況に目を通して参加できるよう配慮した。これらによって、評価チーム委員会の回数、時間が大幅に削減できた。

評価チーム委員会では、各基準に基づいて、対象校の自己評価が妥当であるか否かの視点から評価を行った。しかし、対象校の自己評価における妥当性の判断基準においては、公平性の点等から、今後はさらなる評価視点の詳細を示すマニュアルの必要性が指摘された。また、評価システムにおいては、対象校の自己評価と、評価委員メンバーによる評価とを、ブラインドで評価することの必要性も議論され、今後、更なる検討を重ねることが必要であると考えた。

④第２次評価：訪問調査

訪問調査では、書面調査では明らかにならなかった点についての質問を対象校に事前に送付し、訪問調査の際に対象校から回答を得るプロセスを踏んだ。事前に質問項目を送ることで、当日の訪問調査をスムーズに行うことができ本プロセスは有効であった。その他、授業聴講、在校生へのインタビュー、実習施設の見学、実習施設の実習担当者へのインタビュー等を依頼した。なお、特に、学生へのインタビューや実習施設の見学、実習指導者へのインタビューを訪問調査項目に含むことは、看護学教育プロセス、教育効果を評価するために極めて重要であることが示唆された。

⑤プロジェクト委員会・総合評価評議会

プロジェクト委員会は、今回は時間の関係から、両大学とも１月下旬に、まる１日かけて（午前と午後の約 7 時間）集中的に実施した。まず、訪問調査終了後、評価チームのメンバー各自が分担した項目の評価結果をまとめた。次に、各メンバーがまとめた評価結果を、各評価チームの他のメンバーとメール会議で検討し、10 基準に基づき評価報告書原案を作成した。作成された評価報告書原案はプロジェクト委員会で審議され、他の評価チー

ムの結果との妥当性を比較された。
作成された 10 基準に関する評価結果報告原案は、その後、対象校に送付され、10 基準項目の評価に対する意見を求める方法で異議申し立ての期間を 1 週間設けた。なお、今回対象校からは文章表現など、いくつかの指摘があったため、指摘を参考に最終的な文言の修正を行い、総合評価評議会に提出する評価報告書原案を作成した。なお、各報告書原案には、プロジェクト委員会委員長による総合評価案も盛り込まれた。
総合評価評議会では、最終的な総合評価も含まれた評価報告書原案の妥当性が審議され、最終評価が決定された。

⑥報告会の開催

看護系大学協議会による本格的な看護学専門分野別評価の実施に向けては、会員校への看護学専門分野別評価の必要性の更なる強化、評価を受けることのメリット等を広く浸透させていくことが必要である。そのため、今回の報告会は評価チームのメンバーからの発表だけでなく、対象校からの発表も取り入れた。今回の試行評価を通して、対象校からは、教育課程を見直すよい機会になった点、評価結果を上層部への改善要望の裏付けとして示すことができる点などのメリットが報告された。

以上から、看護学専門分野別評価を受けることで、教員のよりよい教育環境の改善への意欲が高まることにも繋がることが明らかになった。また、今回の評価報告における一連のプロセスを介し、評価者側のトレーニングおよび評価者用マニュアルの必要性など、いくつかの課題が指摘された。

Ⅱ―２．試行評価のために作成したフォーマット

Ⅱ―２－１）実施要項（案）

一般社団法人日本看護系大学協議会　学士課程看護学専門分野別評価実施要項（案）

１．評価の対象

日本看護系大学協議会（以下、「本協議会」）による看護学専門分野別評価は、日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラム*（以下、「看護学教育プログラム」）の評価を中心に行う。

*ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、教育活動や教育成果など、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとする。

２．評価の目的および基本方針

１）本協議会が定める「学士課程看護学専門分野別評価基準」（以下、「評価基準」）に対する適合認定を行い、各大学における看護学教育プログラムの質を保証する。

（基本方針）

1. 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施する。
2. ピア・レビューを中心とする評価を実施する。

２）評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の看護学教育プログラムの改善を促進する。

（基本方針）

1. 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価する。
2. 対象校相互の質の向上を図るために、対象校の優れた点を積極的に評価していく。
3. 各大学の看護学教育プログラムの改善点・改革に向けた具体的対策を明確にするとともに、将来に向けた発展のあり方について提案する。

３）評価の結果を基に各大学の看護学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

（基本方針）

1. 評価の結果を広く社会に公表する。
2. 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設ける。
3. 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図る。

３．評価の実施体制

１）総合評価評議会

総合評価評議会は、看護学教育プログラムに関して広く高い見識を有する教育関係者および看護実践者その他の分野の学識経験者により構成される（総合評価評議員６名）。

評価事業の最高意思決定機関として、本協議会理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、本協議会理事長へ報告する。

２）評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、看護実践者およびそれ以外の者であって看護学教育プログラムに関する見識を有する者により構成され（評価委員６名）、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、３）参照。）の編成を行う。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について整理する。評価の対象となる看護学教育プログラムごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告する。

３）評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員３名以上から成るものとする。なお、評価実施員の構成については、原則として、加盟大学の教員であり、教育研究活動に見識を有する者とする。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告する。

４．評価の実施方法

１）評価の概要

評価は、以下の２段階で実施される。

第１段階：大学における自己点検・評価

各大学は、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に従って、自らが実行している看護学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成する。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する各『評価基準』ごとに、その評価項目に従って、教育研究活動等の状況を評価の根拠に基づき検討（検討後にチェック）した後、各評価基準ごとに A～D のいずれかに判定をする。さらに、１）評価の概要と今後の展望、２）貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み、について自由に記述する。各大学は、原則として、全ての『基準』に係る状況を分析し、整理することが求められる。

第２段階：本協議会による評価のプロセス

評価対象ごとに以下の手順で評価を実施する。

（1）書面調査

評価チームは、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む）、および独自の調査・収集する資料・データ等をもとに書面評価を実施する。

（2）訪問調査

評価チームは、別に定める「専門分野別評価マニュアル」に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について大学を訪問して調査する。

（3）評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成する。

（4）評価報告書委員会案の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書委員会案を作成する。

（5）意見の申立て

評価委員会は、評価報告書委員会案を対象大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設ける。

（6）評価報告書原案の作成

対象大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成する。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書委員会案を評価報告書原案とする。

（7）評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成する。

５．評価の結果

１）総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」、「保留」で示す。

本協議会は、本評価において、対象大学の看護学教育プログラムが「評価基準」の 10 の基準および総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定する。一部に問題があった場合には判定を「保留」とし、評価を継続する。看護学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定する。

なお、総合判定は、文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述する。

適合　：「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしている。

不適合：「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしていない。

２）『評価基準』の評価

10 の『評価基準』の評価は、基準ごとに総合的に判断し、原則として以下のような４段階で評価し、評価結果は以下の段階別評価と総評で表記する。なお、多段階評価が不適当な項目については「適合」・「不適合」による評価を実施する。

A：十分満たしている
B：満たしている
C：改善の余地がある
D：改善すべきである

６．評価結果の公表等

１）「適合」および「不適合」の場合

看護学教育プログラムの総合判定の結果は、評価報告書をもって公表する。

評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により公表する。

文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行う。

２）評価を継続する場合

本評価において総合判定を保留し評価を継続すると判定された場合には、当該大学の申請者にのみ評価報告書を送付する。

７．「認定」の取消し

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（適合認定が有効である期間）、協議会への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることがある。

８．情報公開

協議会は、看護学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、以下の事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限りウェブサイト（同上）への掲載等適切な方法により提供する。

① 名称及び事務所の所在地
② 役員および評議会委員の氏名
③ 評価の対象（当該年度および今後の評価予定校）

④　「評価基準」及び評価の方法
⑤　評価の実施体制
⑥　評価結果の公表の方法
⑦　評価の周期（７年）
⑧　評価に係る手数料の額

９．評価の時期

１）評価の申請は、毎年度１回受け付ける。
２）各大学は、最初の評価を平成 25 年度からとする（23、24 年度は試行）。
３）各大学は評価を受ける前年度の１月末までに、別に定める様式に従って、本協議会に評価の申請を行う。
４）本協議会は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施する。
５）各大学は、本評価を受けた後、決められた期間以内に次回の評価を受けるものとする。

１０．保留による再評価

１）評価が「保留」となった大学は、別に定める手続きに従って、本協議会に再評価を申請することとする。
２）再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された当該「評価基準」に限定して実施する。
３）再評価において、対象となった「評価基準」の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の学士課程看護学教育プログラムを「適合」と認め、公表する。
４）再評価においても対象となった「評価基準」の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、先の本評価の結果と併せて公表する。
５）再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設ける。
６）評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」であると判定し、先の本評価の結果と併せて公表する。

１１．異議申立てについて

本評価、再評価において総合判定が「不適合」と判定された大学には異議申立ての機会を設ける。なお、異議申立ての手続き等は、別途定める。

１２.「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保する。「評価基準」と「実施要綱」、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定する。

１３．評価手数料

申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入する。

Ⅱ―２－２）評価マニュアル

平成 23 年度
学士課程における看護学専門分野別評価マニュアル

一般社団法人　日本看護系大学協議会
看護学教育評価検討委員会

日本看護系大学協議会専門分野別評価マニュアル

Ⅰ．評価の視点

日本看護系大学協議会（以後、協議会）による看護学分野別評価は、大学の看護学教育プログラムの質保証を目的にしており、各大学の自己点検・評価書に対する評価を実施する。

１．教育理念・目標と人材育成目標の明確化

大学の看護学教育プログラムの質保証のために、教育理念・目標と人材育成目標を明確に示しており、それを裏付ける教育課程になっていること。また、それは「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」が組み込まれているか、さらに、大学の独自性が含まれているかが評価の対象になります。そのため、大学独自の取り組みや優れた内容については、「貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み（自由記述）」を活用して記述してください。

２．教育理念・目標と人材育成目標の組織内の共有化

各大学の教育理念・目標、人材育成目標に到達するためには、組織を構成している教員間の目標の共有、学生への周知が必要になると協議会では考えています。教員間の目標の共有方法、学生への周知がなされているか評価をしてください。

３．看護学教育プログラムの質保証のための改善システム

質保証のためには大学組織内に常に自己評価、フィードバック、教育の改善ができる体制を構築する必要があります。そのような体制が構築されているか評価をしてください。

自己点検・評価を行う組織がそのような役割を担っている場合もありますし、教育に関する委員会がそのような役割を担っている場合もあると思います。客観的な資料を基にそのような体制となっているかどうかを評価してください。

４．看護学教育プログラムを構成する教育活動、教育環境

教育活動、教育環境は教育理念・目標、人材育成目標を到達するのにふさわしい内容になっているか、「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」が組み込まれているか、さらに、大学の独自性が含まれているかが評価の対象になります。看護学教育プログラムの特徴である専門科目と専門関連科目、教養科目との連携、講義・演習・実習の関連性について、評価してください。また、実習施設が人材育成目標の看護職を育成する環境となっているかについて評価してください。

５．教育の効果

教育の効果についての評価は短期的評価と長期的評価があると思います。短期的評価については、授業科目の評価基準の保証方法、学生の到達度レベルの確認方法について、客観的な資料をもとに評価してください。長期的評価については、卒業生の実績を把握できる体制、実際の分析、評価方法について客観的な資料を基に評価してください。

Ⅱ．具体的な評価作業

１．大学からの提出資料　：　下記①～③の全ての資料

①　「自己点検・評価書」１）から４）を１冊のファイル（２部)、及び電子媒体にする

1）自大学（学部・学科）の理念、目的・目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、養成しようとする人材像（様式１）

2）看護学専門分野における学士課程評価表（評価用フォーマット）

3）貴教育課程における教育プログラムと「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」との評価資料（書式は自由、添付資料としてマトリックス表など）

4）貴大学独自の教育プログラム全体における概要（書式は自由）

②　添付資料と資料目録一覧表

表１に示す資料を添付する。

表１

学則、学生便覧、学習要項、大学案内、各種規程（委員会規程など)、外部評価・認証評価報告書、自己点検･評価報告書、実習要項、授業評価、安全対策マニュアル、入学年次別卒業者数、看護師･保健師・助産師合格者数、募集要項、研究費配分資料、FD 活動資料、外部研究資金応募･採用、教材開発例、過去 5 年間の専任教員研究業績一覧、実習室利用規程、医療安全廃棄物管理に関する資料、図書館案内、貴学部予算･決算報告書、個人情報保護の指針、授業時間数調査、卒業者の進路状況など

添付資料は、「資料目録一覧表」を作成し、各資料にナンバリングしてください。

③　その他用いた根拠資料

２．自己評価の具体的な評価方法

A.「自己点検・評価書」の作成

(ア) １）の記載（**様式１**）

(イ) 看護学専門分野における学士課程評価表（評価用フォーマット）による評価

１０評価基準の全ての基準の状況について、各々以下のステップで評価

ステップ１：評価の根拠のすべての項目内容について、資料例等に基づき検討し、**該当していればチェックを□に記載する**とともに、根拠とした資料を「資料目録一覧表」に基づき、資料番号を記載する

ステップ２：ステップ１の評価に基づき、項目について上段の判定 A～D を評価し、該当する箇所に○をつける

ステップ３：１）評価の概要と今後の展望、２）貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み、について 1000 字程度で自由に記載する

(ウ)「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」に関して、貴大学ではどのように教育プログラムを評価しているか、もしくは評価していく予定であるかを説明し、自己評価する（書式は自由）

(エ) 貴大学独自の教育プログラム全体における概要について説明し、評価する（書式は自由）

B.「自己点検・評価書」および資料の提出

提出期限：当該年度の 12 月 27 日まで

提出先：日本看護系大学協議会　看護学教育評価検討委員会宛て

提出方法：**①電子媒体「自己点検・評価書」の１）～４）はメールで提出**

ファイルに指定のパスワード「janpuhyouka」をかけ、

日本看護系大学協議会事務局　看護学教育評価検討委員会宛てに送付

e-mail：janpuhyouka@nrs.kitasato-u.ac.jp

②紙媒体の「自己点検・評価書」の１）～４）

および「添付資料（シラバス等)」は宅急便で送付（着払い）

「自己点検・評価書」の１）～４）ファイル　2 部

資料目録一覧表および資料

＜送付先＞

〒101-0047　日本看護系大学協議会事務局

東京都千代田区内神田 2－11－5 大沢ビル 6 階

TEL:03-6206-9451

なお、評価修了後に、送付資料は返却する

３．訪問調査

訪問調査は原則として貴大学の看護キャンパスを対象として、1 月から 2 月の間で 1 日実施する。

訪問調査の目的は、訪問により、書面からは把握できない貴大学看護の状況を知るとともに、関係者（教員・学生）と評価委員とが意見交換を通じて、貴大学の看護学教育・研究に取り組む姿勢を実際に確認し、評価の妥当性の検討、および有益なアドバイスの場とする。

なお、訪問調査のスケジュールは評価委員会と大学とで協議に基づいて決定する。

＜訪問調査例＞

大学関係者の意見交換
施設見学
学生インタビュー
授業参観
資料閲覧

お問合せ先：**一般社団法人　日本看護系大学協議会**
看護学教育評価検討委員会　H23 年度事務局
〒252-0329
神奈川県相模原市南区北里 2－1－1　北里大学看護学部内
e-mail：janpuhyouka@nrs.kitasato-u.ac.jp
委員長　髙橋眞理（北里大学看護学部学部長・教授）

Ⅱ―２－３）自己点検・評価書

（１）大学の理念、目的・目標、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、養成しようとする人物像

平成 23 年度

自己点検・評価書

教育機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提出日　　年　　月　　日

1) 自大学（学部・学科）の理念

2)自大学（学部・学科）の目的・目標

3) 自大学（学部・学科）のアドミッションポリシー

4) 自大学（学部・学科）のカリキュラムポリシー

5) 自大学（学部・学科）のディプロマポリシー

6) 自大学（学部・学科）の養成しようとする人材像

Ⅱ―２－３）自己点検・評価書

（２）評価基準

評価基準1:教育理念・目標と人材育成目標

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D. 改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
1) 当該教育課程の教育理念と目標は，看護学教育に相応しい内容であり，学生，教員に周知されていること	□ 教育理念・目標の記述内容は確認できたか □ 記述内容は適切であるか □ 明示・公表をしているか □ 学内での共通認識はなされているか □ 当該大学の理念・目標との関連性は適切であるか	学生の目的意識づくりに適していることも含まれる 判断には以下2点を含むこと (1) 看護学教育の位置づけが適切であること (2) 看護学教育課程の発展が期待できること	学生便覧，大学案内パンフレット，当該課程の自己点検評価，当該大学が当該課程を評価した自己点検評価の記述部分など	
2) 当該教育課程で育成しようとする人材像を示し，課程を修めることにより付与できる資格等を公表していること	□ 育成する看護職者像の記述は、適切な考え方と内容であるか □ 志願者に正しく伝わる内容であるか □ 入学後の学生自身の目標形成に有効であるか □ 付与できる資格等の明示は正確で分かりやすいか □ 適切に公表しているか		学生便覧，学生募集要項など	
3) 当該教育課程は〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉を含む編成方針であること	□ 教育課程は〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉を踏まえて編成されているか	独自の創造性と〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉との組み込み構造をみる	貴大学特徴の自由記載資料，シラバス	
4) 当該教育課程は自大学の独自性を含む編成方針であること	□ 教育課程は，自大学の独自性をもつ編成であるか	独自の創造性と〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉との組み込み構造をみる	貴大学特徴の自由記載資料，シラバス	
5) 当該大学の設置主体は，当該教育課程での教育研究活動に対して，それを支える方針や考えを明確にしていること	□ 当該課程の教育研究活動の位置づけが設置主体側に確実に支持されているか □ 当該課程の人材育成にかかわる社会的使命の議論が設置主体の側で十分になされ，価値の評価がされているか □ 学生・教職員を含む学内関係者が当該課程の社会的使命につき共有する(内部議論)努力をしているか		大学案内，学生便覧，など	
1) 評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)				

評価基準2 :教育課程

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
2－1 編成方針				
1) 当該教育課程の編成に,〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉の5つの群が適切に組み込まれていること	□ 教育課程の構成, 教育目標に〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉が組みこまれているか	〈看護学士課程においてコアとなる実践能力と卒業時到達目標〉の5群と20項目が適切に組み込まれており, シラバスなどに示されていること	〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉と専門科目とのマトリックス表, シラバス, 履修案内	
2) 当該教育課程の編成に, 自大学の教育理念に基づいた独自性が適切に組み込まれていること	□ 教育課程の構成, 教育目標に, 大学独自の看護学教育として,〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉以外の内容が的確に含まれているか	自大学独自の教育内容が、科目あるいは科目の一部として校正されており, シラバスなどに示されていること	シラバス, 履修案内	
3) 教育課程全体として体系性, 教養教育・専門教育の構成の適切性が確認でき, 明示されていること	□ 看護学への導入が適切にできる体系か □ 学習の順序性が適切であるか □ 学士課程としての教養教育であるか □ 専門関連分野の教育内容はその位置づけが適切であるか □ 専門科目の構成・内容が適切であるか □ 学生及び教職員は共有しているか		学生便覧, 学科案内, 履修案内資料など	
2－2 授業科目				
1) 授業科目は, 看護学の基礎を効果的に教授する科目構成と内容で体系化していること	□ 当該課程の理念・目標に沿った独自の編成であるか □ 各科目の目標(到達レベル)を明示しているか □ 臨地実習等体験学習は、講義・演習科目と連動した看護学の学士課程又は看護学の授業科目として位置づけているか □ 臨地実習は、効果的に展開する工夫をしているか □ 看護倫理教育を実施しているか(看護倫理を講義・演習において教授できているか)	学校養成所指定規則の趣旨を教育内容で十分満たしていること 専門の基礎を教授するにふさわしい内容を担保していること 「看護実践の特質」と「その実践能力の基礎」を修得できること	学生便覧, 学科案内、履修案内資料, ガイダンス資料・記録, 授業科目別シラバス, 臨地実習の手引き・しおり・実習要項, 委員会活動の記録など	
2) 教養教育の授業科目は, 人材育成の目的・目標に沿った教育内容で構成していること	□ 人材育成の基盤として位置づけているか □ 目的・目標を全教員が共有する機会があるか □ 目的・目標の履修指導をしているか	人材育成目標にふさわしいカリキュラムとして編成されていること 目的・目標は専門関連科目と混同していないこと 全教員が目的・目標を共有する機会を具体的に示すこと	学生便覧, 学科案内, 履修案内資料, ガイダンス資料・記録, 授業科目別シラバス, 教材開発実績の確認, 委員会活動の記録など	
2－3 編入学教育				
1) 理念・目標を踏まえ, 編入学者への教育目的・目標が明示されていること	□ 編入生の既習内容・既修得レベルを考慮した教育課程か □ 一般入学者の課程に, 不適切な影響・歪みはないか		編入学者の履修規程, 既修得認定基準など	
2) 編入学者の既習内容とレベルを適切に考慮した体系的な教育課程の編成であること	□ 既履修単位の認定方法は適切であるか			

3) 教育目的, 目標, 履修方法などのガイダンス及び履修指導を適時実施していること	□ 具体的なレベルで履修指導をしているか		ガイダンス計画, 実施実績など	
1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること, 推奨すべき取り組み, 先駆的取り組み(自由記述)				

評価基準3:教育活動

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
3－1 教育実施体制				
1)専門科目は,「看護学の基礎」を教授するにふさわしい体制が整えられていること	□ 教員は適切に配置されているか □ 効率的な教育実施に向け,専門科目間で有機的連携が図れているか □ 改善措置に向けた取り組みがなされているか	教育内容が精選され,卒業時到達目標が共有されていること	自己点検評価報告,教員構成,非常勤講師担当状況,委員会などの活動記録,自己点検評価記録など	
2)専門関連科目と専門科目の連携が図れる体制であること	□ 専門科目教育に活かされる有効な連携が図れているか □ 授業担当者は,当該課程上の科目設定目標・目標を共有しているか	専門科目との関連が十分に検討されていること	同上	
3)教養教育を組織的に実施する体制が整えられていること	□ 授業担当者が,目的・目標の共通認識のもとで教育を実施できる(責任ある)運営体制であるか □ 各科目には,相応しい教員が配置されているか □ 委員会などが組織的に対応することで改善措置に向けた取り組みがなされているか	常勤・非常勤にかかわらないこと 常勤・非常勤を含めること	同上	
3－2 教育内容				
1)各科目の教育内容は,到達目標に沿った内容であること	□ 各到達目標は,学習領域に適した内容であるか □ 各到達目標に適した学習方略を用いた教育であるか			
2)各科目の展開が段階的に関連し,適切に学生に教授されていること	□ 当該科目と他科目との関連性に配慮した編成であり,効果的な学習ができるようになされているか □ 毎年,新しい内容に更新されているか □ 関連科目の教員間での連携が図れているか	教員間で十分連携がとれた教授内容であること		
3)時代の需要と最新の知見を踏まえた教育内容であること	□ 時代に適応した教育に努め,常に新しい医療・看護へ対応できる教育内容か	教員は常に新しい医療に対応する教育を自己研鑽していること　看護学の進歩,発展に寄与する教育内容であること		
3－3 教育方法				
1)カリキュラム設計に基づいたシラバス(位置づけ,目標,内容,評価基準)が明示されていること	□ 各科目の位置付け,目標、内容,評価は的確であり,シラバスに適切に明示されているか		シラバス	
2)教育方法に教育効果を高める種々の工夫がとられていること	□ 関心・意欲を引き出す教育方法,技能や手法を学ぶ工夫のある教育方法,看護が対象に及ぼす影響や効果を説明・考え・学習できる教育方法がなされているか	学生が能動的に学習に参加するよう,参加型学習,問題解決型学習や自己研鑽などの学習計画が整備されていること クラスの人数や演習・実習グループの人数が適正であること	シラバス,教員,学生の授業評価	
3)学習・教育の順序・量が適切であること	□ 各教科の学習量,教育の順序は適切か	必修科目と選択科目とのバランスが適切であること	シラバス	
4)講義・演習・実習の展開が適切であること	□ 講義,演習,実習が有機的に連動しているか □ 講義,演習,実習の展開が効果的に学習できるよう努めているか	講義,演習,実習の実施時期が適切な設定であること	シラバス	
5)個々の学生の学習状況にあわせた教育支援が図られていること	□ 学生の学習意欲が高まるよう工夫がなされているか □ 個々の学生の履修状況、学習状況を考慮した教育支援がなされているか	担任,チューター制やオフィスアワーなども整備され,有効に活用されていること	ｼﾗﾊﾞｽ	

3－4　倫理的教育環境づくり				
1）大学の管理運営の日常活動において，学生等への倫理的配慮が的確になされていること	□ 学生の個人情報保護（成績通知，奨学金，相談ｶｳｾﾘﾝｸﾞ，呼び出しなど）はあらゆる面で適切に配慮されているか □ 教職員における個人情報の保護など，倫理的配慮は十分か			
2）当該教育課程の看護学教育においては，倫理的配慮が確実になされていること	□ 成績の情報漏洩の管理など，個人情報保護等倫理的配慮について，管理・運営上の措置が行われているか			
3－5　臨地実習指導				
1）臨地実習体験に基づき，理論と実践を一体化した教育を工夫していること	□ 理論と実践との結びつきを十分理解させる努力をしているか	講義・演習科目の教授内容と関連づけていること	専門科目の履修案内，専門科目の授業科目別シラバス，臨地実習要項，臨地実習評価基準など	
2）卒業時到達目標である看護実践能力（技術・看護実践の理論）の修得レベルについて，確認および指導できること	□ 生涯学習の出発点の能力として，看護実践能力の修得レベルを確認しているか □ 看護職者の生涯の出発点に相応しい指導であるか	学士レベルの教育の集大成の教育内容であること		
3）臨地実習の過程では，看護対象者との人間関係形成方法の基礎修得が十分教授できていること	□ 人間関係(援助関係)形成過程における個人別学習支援をしているか	看護実践能力の基礎となること	自己点検評価報告など	
4）看護及び看護実習における倫理を具体的に指導していること	□ ケア対象者（看護サービス利用者）の人権を尊重する具体的方法を教授しているか □ 臨地実習の「実習倫理指針」と「手続き」が明確であり，教授されているか □ 実習倫理のあり方，具体的方法については，実習施設側の指導者に認識され，かつ教育される環境が整っているか	専門領域のすべてにわたる具体的教材で，看護倫理教育・指導をしていること		
5）看護者の提供するケアが，常に方法が開発しつつ実施されていることが伝えられていること	□ 看護実践がいつも個別状況に応じた方法で開発されていることを学生が実感できるような配慮をしているか □ 臨地実習施設で，看護職による実践研究の必要性を伝えているか	看護職のケア行動の意図，看護実践の特徴，日々の創造的取り組みを伝えることができていること 実施に向けた教員側の働きかけの努力がなされていること		
6）確実に感染症対策と安全管理にかかわる対策に関して学生への指導がなされていること	□ 学生自身及びケア対象者（看護サービス利用者）双方の健康と安全の保護における対策の必要性を学生に指導しているか □ 予防接種などに対する大学側の取り組み体制や経費負担などは十分であるか □ 感染症発症時の危機管理体制は十分か		実習要項での記述・説明など	
7）実習中の事故に対する対応方法が定められ学生に指導させていること	□ 実習中の事故対策が明示され，学生へ十分説明しているか □ 教職員・実習場の指導者と共通認識しているか		実習要項での記述・説明，事故対策マニュアル，危機管理体制図など	
8）当該教育課程と実習施設・および地域との連携が適切になされていること	□ 臨地実習委員会が組織され，機能しているか □ 実習施設，地域等と臨地実習連絡会や評価会が適切に開催されているか □ 教育支援者である臨地側の実習指導者と教員側とで，臨地実習の質向上にむけた研修等の取り組みがなされているか	臨地実習の計画，調整，責任の所在，臨地実習場との密接な連携など，臨地実習を行うために必要な体制が整備されていること		

1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること, 推奨すべき取り組み, 先駆的取り組み(自由記述)

評価基準4:教育の効果

判定結果基準:A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善の余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
4－1　授業の評価・効果				
1) 各授業科目の評価は，授業目標・到達目標に沿って適切になされていること	□ 各授業科目の評価基準を学生に明示・説明しているか □ 成績評価への疑問・不服等の受け止めや事後指導の体制は整っているか	学生への説明は，授業科目ごと，授業目標や到達レベルとの関連で実施し，学習意欲を高めることが大切		
2) 評価にかかわる教員は当該教育課程で統一された評価基準を共有していること	□ 教員間で判定基準を共有しているか □ 科目ごとに，授業目標・到達目標の特性を考慮した評価基準を策定しているか □ 当該課程の実績分析に基づき，組織的な議論がなされているか	常勤・非常勤を含む (教員間の共有は，厳正なる評価を導くために不可欠，教員の認識を調整し，確実にする。成績分布などの実績分析データや，教養・専門関連科目の特性を配慮した取り組みが必要)		
4－2　学生の自己評価体制				
1) 教育目標に対する学習の到達状況について，学生が継続的に自己評価できる体制が整えられていること	□ 自己研鑽，参加型に学習態度を醸成した教育がなわれているか □ 学生が，教育目標に対する到達状況を自己評価する体制が築かれているか	4年間を通して，参加型学習の促進，ポートフォリオなどの自己評価体制が築かれていることが必要		
4－3　卒業時到達レベルの確認体制				
1)〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉における卒業時到達レベルの確認体制が整えられていること	□ 〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉における卒業時到達レベルの確認体制が整えられているか	卒業時到達レベルが明示され，教員間，学生間で共有されていること		
2) 教育課程の独自性における卒業時到達レベルの確認体制が整えられていること	□ 教育課程の独自性における卒業時到達レベルの確認体制が整えられているか	卒業時到達レベルが明示され，教員間，学生間で共有されていること		
4－4　教育活動の効果の測定・評価				
1) 修業年限内での課程卒業者率は適切であり，必要な対策がとられていること	□ 入学年次別の卒業者率分析と初期の目的を達成できない理由の分析，その対策を適切に実施している □ 円滑な修学を促す対策に取り組んでいるか	留年，休学，転部・進路変更，退学などへの必要な対策がなされていること	入学年次別卒業者数，入試選抜方法別追跡，つまづいた時期・単位取得できなかった科目の分析，カリキュラム又は時間割側の課題分析など	
2) 卒業時の免許取得状況が適切であること	□ 入学年次別における各種免許の種類別取得者状況は適切であるか □ 各種免許の国家試験合格率は適切であり，また，不格者への対策は整っているか		入学年次別看護師保健師助産師合格数分析など	
3) 卒業生の社会貢献度が測定され，評価される体制があること（体制が機能的に運営されていること）	□ 卒業生がフォローアップされているか □ 卒後教育支援体制があるか □ 看護職として　社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われているか	看護職の卒後研修やキャリア支援（生涯教育）など，資質向上のための取り組みに努めていること		

1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)

評価基準5:教育を支える研究活動

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
5－1 看護学教育及び看護学の研究の実施				
1) 当該教育課程の教員は，それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をしていること	□ 教育を発展させる研究活動を行い，成果を報告しているか	研究結果をどのように教育に活かしたかの事例が明示されることが望ましい	教員担当科目と授業概要，シラバス，最近5年間の教育研究業績，教材開発例，教育方法開発研究業績など	
2) 研究成果の公表を適切に実施していること	□ 講義・演習・実習などの実施プロセスで直面する課題を，個人及び教員組織で研究し，改善しているか □ 実習施設の看護実践を充実・向上するための研究に取り組んでいるか	FDでの取り組みを紹介する	最近5年間の教育研究業績,FD報告書，現在進行中の研究題目，共同研究者，研究会議議事録など	
5－2 看護学以外の教員の研究				
1) 各教員は，それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をしていること	□ 当該教育を発展させる研究活動を行い，成果を報告しているか	同上	教員担当科目と授業概要，シラバス，最近5年の教育研究業績，教材開発例，教育方法，発研究業績など	
2) 研究成果の公表を適切に実施していること	□ 講義・演習・実習などの実施プロセスで直面する課題を、個人および教員組織で研究し，改善しているか □ 実習施設の看護実践を充実・向上するための研究に取り組んでいるか	FDでの取り組みを紹介する	最近5年間の教育研究業績,FD報告書，現在進行中の研究題目，共同研究者，研究会議議事録など	
1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)				

評価基準6:教育研究組織

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
6－1 教育研究上の組織編成				
1) 看護学教育を実施するのに相応しい看護学の教員組織編成となっていること	□ 看護学教育にふさわしい教員組織編成か □ 当該教育課程の目的・理念に即した教育研究組織編成か □ 教員確保のための基本方針,規定が整備され，教員が適切に確保されているか	設置基準との対比 基本方針に準拠した規定等が定められていたら明示する	当該大学及び当該教育課程の管理運営組織図，教育研究組織図，当該教育課程，カリキュラム，各教員の調査書，各授業科目の担当者，教育研究組織の各職位別定員と現有，各教員の持つ資格，教員選考規程など	
2) 看護学教育の教育目標・科目構成を達成するために相応しい教員及び教育支援者の構成，適切な人数となっていること	□ 理念、目標に応じて，講義，演習，実習を展開するために必要な教員構成,十分な数が確保されているか	教育の水準の向上をより一層はかるため，大学設置基準で定められている専任教員数を大幅に超えるよう努めていること		
6－2 教育研究組織の運営				
1) 当該教育課程の看護学教育研究の責任者が，組織上適切に位置づけられていること	□ 当該教育課程の責任者の位置づけは適切であるか □ 責任者は適切に十分機能を果たしているか	責任者の明示と，役割について説明する	責任者選考規程，教員面談	
2) 当該教育課程の教育研究活動に係わる重要事項を審議するための機関が設置され運用されていること	□ 重要事項を審議するための管理機関の位置づけと，実際の機能，運用は適切であるか	位置づけを組織図上で説明する	審議機関の組織上の位置づけ図，教授会・学科会議など審議機関の規程・議事録など	
6－3 教員の業績評価				
1) 教員の教育・研究評価が適切であること	□ 最近5年間における専門分野について，教育上および研究上の優れた実績を有する教員か	教育，研究の業績が自己点検および自己評価で適切に評価される体制であること		
2) 教育力及び教育活動の評価が適切であること	□ 教員の採用・昇任は，教育上の指導能力等が十分に反映された選考か			
3) 研究活動の評価が適切であること	□ 最近5年間における研究上の業績が示され，研究活動が担当する教育内容に反映されているか			
6－4 研究資金の確保				
1) 当該教育課程の教員の研究・教育に取り組むのに相応しい研究費が確保されていること	□ 最近5年間に，当該教育課程の研究費を確保しているか	大学からの研究費は確保されているか		
2) 当該教育課程の教員は，教育研究に必要な外部資金の確保を適切に実施していること	□ 外部資金の運用は適切に実施されているか	科学研究費，外部研究費，文部科学省各種助成金などの確保に努めていること		

1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること, 推奨すべき取り組み, 先駆的取り組み(自由記述)

評価基準7:教員の教育・研究評価

判定結果基準:A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善すべき余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
7－1　教育力及び教育活動の評価				
1) 教員は，授業を自己評価し，授業評価に基づく教育力向上の取り組みをしていること	□ 教員自身が自分の授業を評価し，受講学生の視点から改善する仕組みがあるか □ 学生による授業評価に基づき，授業改善の取り組みを組織的に行っているか		授業評価票，出席状況，用いた教材など 学生による評価結果を用いた改善例など	
2) 教員同士で授業を評価し，改善する仕組みをもっていること	□ 教員同士がピアレビューして自分では気づかなかった改善すべき点を互いに共有しているか		評価表，評価結果を改善に用いた例など	
3) 教員は当該教育課程の教育に十分貢献していること	□ 当該教育課程の教員として，目的とする教育活動に貢献しているか	担当時間においても貢献していること	受け持ちコマ数，受け持ち単位，卒論受け持ち学生数，学生生活，支援内容など	
7－2　研究活動評価				
1) 当該教育課程の充実・発展に貢献できる研究をしていること	□ 教員は，当該教育課程の教育や人材育成の充実・発展を支える有効な研究を実施しているか □ 当該教育課程では，定期的に各教員の研究活動を報告させ，評価する仕組みがあるか		研究論文発表数(発表誌)論文の被引用数，学会発表数(学会名)，各種受賞数、外部資金獲得数、研究員受入数，特許申請・取得数，学会役員就任状況など	
2) 当該教育課程では，教員同士で研究活動をピアレビューする仕組みをもっていること	□ 前記の報告をもとに，その研究活動のレベルをピアレビューし，その後の活動の発展を図る仕組みがあるか		前記報告，数編の論文の査読結果など	
3) 当該教育課程を充実・発展させる研究成果の公表などを適切に行っていること	□ 当該教育課程に関わる研究成果等の公表がなされ，学内・外からも確認できるか			
7－3　大学運営への参加				
1) 教員は，当該教育課程の運営に適切に参加していること	□ 委員会委員など，教員の職位等背景に相応しい運営参加をしているか □ 当該教育課程の研究組織に相応しい役割分担について，方針があり，実績を分析しているか		役職と活動状況，委員会等委員と活動状況，高校訪問，高大連携，模擬授業の活動状況など	
2) 各教員の大学運営参加について，自己評価を組織的に実施し，教員同士で評価する仕組みがあること	□ 教員が大学あるいは当該教育課程の運営への参画状況を自己評価する仕組みがあるか □ 教員同士がピアレビューして改善の取り組みを行っているか		同上	
3) 所属委員会等は，活動状況を自己点検・評価する仕組みをもち，実行していること	□ 所属委員会等の委員同士が活動状況を自己評価しているか		同上	
4) 大学運営参加実績を当該教育課程の責任者が評価する仕組みをもっていること	□ 大学運営参加実績が当該教員の業績評価に反映できる体制であるか		同上	

7－4 社会貢献活動の評価				
1) 各教員が当該教育課程の教員としての専門性にふさわしい社会貢献活動実績を自己評価する仕組みがあること	□ 教員が自己の専門性に基づき実施した社会貢献活動実績を自己評価できるか □ 大学として、専門性にふさわしい社会貢献活動を組織的に評価する取り組みがあるか		公開講座など活動状況，各種審議会委員など参加状況，専門職継続教育活動状況	
2) 臨地実習施設を含め，地域の看護及び看護職者の資質の向上にむけた社会貢献活動が取り組まれていること	□ 臨地実習施設を含め看護・看護職者の質の向上について大学側の取り組み方針があるか □ 上記方針に沿って，組織的に活動の発展に取り組んでいるか □ 上記の方針に沿って，当該課程の教員がそれぞれの専門性に応じた取り組みをしているか		同上	
3) 社会貢献活動状況を外部評価する仕組みがあること	□ 当該課程の教員集団の実績について，活動に関係のある外部者，看護専門職者からの評価を受けているか □ 社会貢献活動などについては，実績を公表しているか			
1)　評価の概要と今後の展望（自由記述）				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）				

評価基準8:教育能力開発のための取り組み

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善すべき余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
8－1組織的取り組み体制				
1) 当該教育課程にふさわしい教育能力開発方針と実施体制をもっていること	□ 教育能力開発は，組織としての方針があり，取り組み体制があるか	規定・実施計画・実施記録	FDに関する規程・実施計画・実施記録など	
2) 教育能力開発に教員が主体的に取り組んでいること	□ その組織を通じて、教員が当該教育課程の教育能力開発に取り組んでいるか		同上	
3) 教育能力開発に必要な経費が確保されていること	□ 教育能力開発のために使用できる経費が予算化されているか	研修予算書・収支決裁書，調査費，研修費，講師謝礼，図書購入費など	研修のための予算書，収支決算書など	
4) 当該課程の教員の教育評価に連動した対策に取り組むこと	□ 授業評価に基づく教育能力向上を目指した取り組みであるか		FDに関する規程・実施計画・実施記録など	
8－2 FDの取り組み内容				
1) 当該教育課程の教員が学士課程教育を総体的視野で教育活動に取り組む適切な研修を実施していること	□ 当該教育課程に関わる教員が，課程全体の中での自己の役割や共同活動としての教育活動について認識を深める研修を行っているか □ 看護学の学士課程教育における教養教育の位置づけが共有できる研修を行っているか		FDの内容	
2) 当該教育課程の教員のFDに関するニーズに即した組織的取り組みがなされていること	□ 当該課程の教員の背景・現状・希望などのニーズ分析を組織的に行っているか □ 当該課程の責任者の考えと教員の希望とを適切に取り入れたFD実施計画であるか		教員の実践研修記録	
3) 看護学の教員が看護実践現場等での実践能力を維持・向上するための研修会の機会が組織的に準備されていること	□ 学生に対して看護実践のモデルを示しうる能力を培う実践研修を行なっているか		教員の実践研修記録	
4) 当該教育課程の教育方法を充実させるための教員能力開発を組織的・計画的に取り組んでいること	□ 研鑽が必要な当該課程の看護実習・看護学教育の課題を計画的・意図的に設定しているか		研修企画・実施記録	
5) 看護実習指導に関わる指導方法の開発研究や研修がなされていること	□ 臨地実習での学生の行動特性に適合させた教育方法の開発や研鑽をしているか □ 実習指導教員に，課程全体の視野で捉えた指導方法を共有しているか		研修記録，教育方法開発事例	
6) 現場側指導者は，当該課程の学生指導能力を高める取り組みができていること	□ 実習現場の指導者との密接な協力体制による教育力開発のための組織的連携プログラムをもっているか		実習指導者間の連携プログラム計画・記録など	
8－3 実施成果の評価				
1) 多様な方法による取り組みがなされ，実績を上げていること	□ 教育力向上に向け，適切な回数の研修会，研究会を年間計画の中で実施しているか □ 実施後の評価に基づき，改善にむけた検討がなされているか		年間研修計画，研修実施記録	
2) 参加教員の主体性に基づく評価が行われ，それによる改善措置の取り組みがなされていること	□ 参加者による評価を組織的にしているか □ 改善措置の取り組みがなされているか		同上	

1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)

評価基準9:施設・設備の整備

判定結果基準　A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善すべき余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
9－1　施設・設備の整備				
1) 当該教育課程のカリキュラムの展開にふさわしい施設・設備が学内に整備されていること	□ 看護学科目を教授するための演習室・実習室が適切に設置されているか □ 看護学科目を教授するのに必要な機器・備品が整備されているか □ 実習用モデルなど機器・備品の更新が適切に行われているか		面積規模別部屋数・学習機器別設置数，一覧表，近年の追加整備実績など	
2) 当該教育課程の臨地実習に必要な施設を確保していること	□ 臨地実習が適切に実施できるための施設数が確保されているか □ 臨地実習施設にはカンファレンスルーム・更衣室が整備されているか □ 臨地実習施設には、実習用の図書・資料・材料などが整備されているか □ 臨地実習を行うに適した施設の確保は当該大学の責任において実施されているか		学外施設の現状一覧表，種類別実習施設数，実習施設借上げ料・実習謝金制度説明書，施設との契約書等の仕組み説明書など	
9－2　施設・設備の管理				
1) 看護実習室の管理・指導体制が整備され機能していること	□ 看護実習室では，自主学習ができるよう管理・指導体制ができているか □ 看護展開の基本を伝えるにふさわしく常時管理され，使用ルールを共有しているか □ 看護実習室の運用に関する方針が規定され，教員や学生に周知されているか		実習室利用規定・申し合わせ，学生向け利用案内,実習室運用規定，学生への指導など	
2) 医療廃棄物処理法に基づいた安全管理体制が整備され，教職員・学生に周知されていること	□ 看護実習室での医療安全管理対策ができているか □ 医療廃棄物処理設備の使用原則につき，学生への教育ができているか	管理規定・申し合わせ 管理経費の予算化の現状 申し合わせの学生への指導	管理規定・申し合わせ，管理経費の予算化の現状，申し合わせの学生への指導など	
3) 当該教育課程に係わる図書館は，構成員（学生）が十分に活用できるよう整備されていること	□ 配置場所・閉館時間（特に実習との関連）は，学生の利用の便に配慮されているか □ 学生のニーズに適合した図書・資料等が配備される仕組みがあり，整備されているか		図書館案内，実習終了後の使用申し合わせ，学生便覧，実習要項など	
1)　評価の概要と今後の展望（自由記述）				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）				

評価基準10:予算措置

判定結果基準: A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
10－1 経費の確保と適正管理				
1) 当該教育課程に必要な予算措置が適切になされていること	□ 教育に要する経費は適切に措置されているか □ 看護学実習に伴う諸経費(施設借料・指導謝金・指導旅費など)の確保が適切か □ 当該教育課程の教員は，教育などに必要な予算措置要求過程に適切に関与できる仕組みがあるか □ 当該教育課程の教員は，教育などに必要な予算の執行が直接できる仕組みか □ 当該教育課程の教員は，教材費・図書費に必要な予算の執行ができる仕組みか		予算・決算書，予算委員会記録，活動実績，施設借り上げ料・実習謝金制度説明書など	
2) 臨地実習等に伴う諸経費の確保が適切になされていること	□ 該教育課程の教員は，実習費用を適切に執行できる仕組みか			
1) 評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)				

Ⅱ―２－３）自己点検・評価書

（３）教育課程における教育プログラムと「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」との評価資料

書式は自由

（４）大学独自の教育プログラム全体における概要

書式は自由

Ⅱ―３．試行評価の実際

山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科における試行評価の実際

① 対象校、評価メンバーの選定

平成 23 年度は文部科学省の「大学における医療人養成推進等委託事業」の一環として行うことになった。文部科学省の予算の関係で、本格的に事業に取り組んだのは 9 月に入ってからであった。山形県立保健医療大学に試行評価についての依頼の内諾を行ったのは 10 月の前半になった。その後、試行評価に向けて、自己点検評価書、評価基準、実施要綱案、マニュアルの整備などを行い、試行評価についての準備が整ったところで、公文書などの発行（11 月初旬）を行い正式に試行評価を実施することとなった。評価チームメンバーとしては、委員から高田早苗（日本赤十字看護大学)、上野栄一（福井大学)、叶谷由佳（山形大学)、中山栄純（北里大学）が担当し、外部からの評価チームメンバーとして野澤美江子氏（東京工科大学）が加わった。事務局は小泉雅也（北里大学）が担当した。

② 第１次評価（書面調査）（資料 3-3-1）

試行評価を進めるにあたって、11 月の下旬に評価に関する書類の作成と参考資料の提出を正式に依頼した。書類関係の締め切りは、その後の訪問調査のことも考慮して、年内中の提出をお願いした。書類は年内に送付していただき、年明けの 1 月 15 日に研究プロジェクト委員会（評価委員会）の場で、第１次評価（書面調査）を行った。提出された書類はすべて不備なく準備されており、目録とともに 26 の参考資料が用意されていた。提出された書類に関しては PDF ファイルで評価メンバーに事前に送付するとともに、参考資料に関しては、主な資料の内、特に評価する上で重要と思われる部分のみをコピーを用紙し、その他の資料に関しては会議の場で直接閲覧できるように準備をした。各委員が 10 の評価基準項目を分担し、その後メンバーで討議の上、評価結果の見直しを行った。その後、もう１つの対象校（明治国際医療大学）の評価チームメンバーと、評価の妥当性に関しての調整を行った。その後、再び各評価チームメンバー分かれて、第２次評価（訪問調査）に関しての調査内容に関しての検討をメンバーで行った。

③ 第２次評価（訪問調査）

第２次評価では、書類だけでは把握できない事項についての質問（資料 3-3-2）を事前送付し、訪問調査でお願いしたいこととして、在学生へのインタビュー、実習病院の教育担当者へのインタビューをお願いした。

1 月 26 日に、評価メンバー全員で対象校を訪問した（資料 3-3-3)。あいさつ・スケジュール確認に続いて、午前中に、大学見学、授業参観、学生ヒアリング、午後に実習病院見学、実習病院看護部意見交換、教員意見交換を行った。学生ヒアリングでは学生の教育プログラムへの満足度を推し量ることができた。また、病院での見学や質疑応答では、学生の学びに配慮した環境調整ができていることが確認できた。最後の教員との意見交換では、事前に送付した質問に対して、各担当教授からの説明をうけた。書面だけでなく、訪問調査で得られた情報も多く、実施に足を運ぶ訪問調査の有効性を再認識した。

④ 評価判定（資料 3-3-4）

第１次評価、第２次評価で得られた資料をもとに、２月 5 日に評価メンバーで評価報告書原案を作成し、対象校の異議申し立ての期間を得て、最終の評価報告書原案を総合評価評議会に上申した。総合評価評議会で最終報告案の承認が得られ、対象校に対して「適合」との評価を行うこととなった。

日看大協第 30 号
平成 23 年 11 月 9 日

公立大学法人
山形県立保健医療大学
理事長　日下部　明　先生

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　　高橋真理

一般社団法人日本看護系大学協議会代表理事之印

文部科学省委託事業試行評価へのご協力について（お願い）

拝啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本協議会の活動に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本看護系大学協議会は、文部科学省平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」の助成を受け、看護学教育評価検討委員会では、「看護系大学・学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する研究」をテーマとした調査を実施いたします。具体的には、看護系大学学士課程の専門分野別評価事業として、対象校 2 大学について、実施評価を試行し、本実施評価案体制の評価を行います。つきましては、学士課程看護学教育において先進的な取り組みをされている貴大学保健医療学部看護学科に、対象校として、是非、本事業へのご協力のお願いをさせて頂きたく、ご連絡をさせて頂きました。

今回の専門分野別評価における目的は、評価組織の体制を検討し、今後の評価体制を構築することです。わが国における看護学専門分野別評価の効果的・効率的な評価体制を創出し、大学における看護学の教育・研究の質向上システムを構築することを目指す本事業の趣旨をご理解頂き、何卒是非本事業へのご協力を頂けますよう、ご検討をお願い申し上げます。

敬具

評価項目に対応させて備考欄に根拠を記入した例
判定結果基準:A.十分満たしている Ⓑ.満たしている C.改善すべき余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	注釈
2－1 編成方針				
1) 当該教育課程の編成に，〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉の5つの群が適切に組み込まれていること	☑ 教育課程の構成，教育目標に〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉が組みこまれているか	〈看護学士課程においてコアとなる実践能力と卒業時到達目標〉の・・・・・・・・・・適切に組み込まれており，シラバスなどに示されていること	〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉と専門科目とのマトリックス表，シラバス，履修案内	3 22
2) 当該教育課程の編成に，自大学の教育理念に基づいた独自性が適切に組み込まれていること	☑ 教育課程の構成，教育目標に，大学独自の看護学教育として，〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉以外の内容が的確に含まれているか	自大学独自の教育内容が、・・・・・・・・・・シラバスなどに示されていること	シラバス，履修案内	3 23
3) 教育課程全体として体系性，教養教育・専門教育の構成の適切性が確認でき，明示されていること	☑ 看護学への導入が適切にできる体系か ☑ 学習の順序性が適切であるか ☑ 学士課程としての教養教育であるか ☑ 専門関連分野の教育内容はその位置づけが適切であるか ☑ 専門科目の構成・内容が適切であるか ☑ 学生及び教職員は共有しているか		学生便覧，学科案内，履修案内資料など	2 3

1） 評価の概要と今後の展望（自由記述）

1. 編成方針

＜看護学士課程においてコアとなる実践能力と卒業時到達目標＞との整合性

・・・・・・・・・・・・

本学の独自性

「多様な保健医療専門職の役割を理解し、チーム医療に必要な諸能力を備え、実践できる人材の育成」という教育目標に対応し、専門基礎科目の「チーム医療論」を全学科で必修科目としている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教育課程の構成

早期から看護学への関心を高めるため、実習を含む専門科目は1年次から配置した。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 授業科目

授業科目の構成

・・・・・・・・・・・・・。各科目は、到達目標を明記し、内容の特徴を表す名称を用いる。実習の目標、内容、場所は、その時期の既習内容に応じたものである。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

教養科目

学科教員のFDで、総合基礎科目は普遍科目であることを確認した。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 編入学教育

編入生のアドミッションポリシーを明示している。・・

2） 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）

本学は現在県内唯一の助産師養成学校で、助産師教育の責務は大きい。・・

24年度教育課程について、＜看護学士課程においてコアとなる実践能力と卒業時到達目標＞と照合し、全教員で体系化の作業に取り組んでいる。

（一部改編）

日看大協第 38 号
平成 24 年 1 月 16 日

公立大学法人
山形県立保健医療大学
理事長　日下部　明　先生

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　　髙橋眞理

文部科学省委託事業試行評価の訪問調査依頼（お願い）

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本会の活動に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、文部科学省平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」助成事業である「看護系大学・学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する研究」をテーマとした本会の調査にご協力頂き感謝申し上げます。

つきましては本会看護学教育評価検討委員会による貴校保健医療学部看護学科様への訪問調査をお願いをさせて頂きたくご連絡させて頂きました。今回の専門分野別評価における目的は、評価組織の体制を検討し、今後の評価体制を構築することです。わが国における看護学専門分野別評価の効果的・効率的な評価体制を創出し、大学における看護学の教育・研究の質向上システムを構築することを目指す本事業の趣旨をご理解頂き、何卒是非本事業へのご協力を頂けますようお願い申し上げます。

記

１．日時：1 月 26 日（木）10：00～16：00

２．訪問調査内容：
施設見学、学生へのヒヤリング、教員との話し合い、質疑応答

３．訪問者：６名
高田早苗（日本赤十字大学）、上野栄一（福井大学）、叶谷由佳（山形大学）、
野澤美江子（東京工科大学）、中山栄純（北里大学）、小泉雅也（北里大学事務局）

以上

日看大協第 38 号
平成 24 年 1 月 16 日

山形県立中央病院
病院長　小田　隆晴様

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　　高橋真理

文部科学省委託事業試行評価の訪問調査依頼（お願い）

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本会の活動に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、文部科学省平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」助成事業である「看護系大学・学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する研究」をテーマとした本会の調査の対象校として、公立大学法人山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科様への訪問調査をお願いさせていただくことになりました。

つきましては、その調査の一環として、山形県立保健医療大学の主な実習施設であります、貴院の施設見学、および学生実習の窓口になっている看護部教育担当者へのインタビューをお願いできたらと考えております。

今回の専門分野別評価における目的は、評価組織の体制を検討し、今後の評価体制を構築することです。わが国における看護学専門分野別評価の効果的・効率的な評価体制を創出し、大学における看護学の教育・研究の質向上システムを構築することを目指す本事業の趣旨をご理解頂き、何卒是非本事業へのご協力を頂けますようお願い申し上げます。

記

１．日時：1 月 26 日（木）10：00～16：00

２．訪問調査内容：
実習施設見学、看護部教育担当者へのインタビュー

３．訪問者：６名
高田早苗（日本赤十字大学）、上野栄一（福井大学）、叶谷由佳（山形大学）、
野澤美江子（東京工科大学）、中山栄純（北里大学）、小泉雅也（北里大学事務局）

以上

看護学専門分野別評価　試行評価　訪問調査時質問・視察事項「山形県立保健医療大学」（抜粋）

2012.01.24.

評価基準１：看護学の学士課程の教育理念・目標と人材育成目標

・全体の単位数が他大学と変わらないなかで、保健師・助産師を必修にできるのはどのような仕組みで実現しているのか。
・科目読み替え表を用意してほしい。
・県民のニーズを看護教育にどのように反映しているのかを知りたい。

評価基準２：教育課程

・進級制となっているが、実習に出る時点での履修条件がどのようになっているのか。実習の履修時期が学年をまたいでいるが、単位認定、進級判定上困難がないのか？
・３学科共通科目について、他学科の学生の履修状況、必修と選択の分け方の基準について知りたい。

評価基準３：教育活動

・シミュレーション委員会の実際の活動についてお聞きしたい。
・シミュレーターは学生の自己学習で、どれくらいオープンに活用できるのか／自己学習の中で、どのように活用されているのか。
・シミュレーターの効果について検証されているのか知りたい。
・シラバスの記載方法が各科目によって様々であるが、統一された基準（表現方法、記載方法など）はあるのか知りたい。
・模擬患者を導入しているが、かかる経費、予算はどれぐらいついているのか。
・欠席の多い学生には個別指導とあるが、具体的にはどのようになされているか知りたい。
・学生の安全衛生教育、メンタルヘルスの取組みについて具体的な取組み状況について知りたい。
・年１回の実習病院の指導者を含めた研修会は、具体的にどのように開催されているのかをお聞きしたい。

評価基準４：教育の効果

・就職状況についての資料が見たい。
・就職活動（支援）をどのようにしているのかについても知りたい。就職先からの評価などがあれば教えてほしい。
・自己評価にもとづく今後の改善計画について具体的にお聞きしたい。
・少人数の参加型学習をされている。この具体的な取組みを知りたい。また、平成２３年から入試選抜方法別の追跡を始めている。この取組みはとても重要である。その具体的な方法を知りたい。

評価基準５：教育を支える研究活動

・SP 研究会では住民と教員が協同しているとのことであるが、具体的にどのような活動をしているのかをお聞きしたい。また SP を導入することによる授業の効果についてお聞きしたい。
・研究活動は、医師との共同研究もあるのかについて知りたい。
・看護学以外の教員が卒業研究に熱心であるとのことであるが、どのような内容及び指導をされているのかを知りたい。

評価基準６：教育研究組織

・教員の採用・昇任基準に関わる資料を用意してほしい。
・非常勤の教員の確保をどのように行っているのか。
・教育力及び教育活動の具体的評価についてどのようになされているかお聞きしたい。
・科研の応募はどのくらいされているのか。
・外部研究費を確保するための具体的取組みはあるのか。

評価基準７：教員の教育・研究評価

・大学全体の委員会活動での看護科の位置づけはどのようになっているかを知りたい。
・学科内の自律的な委員会活動と大学全体の委員会活動の統合性についてお聞きしたい。
・病院との連携協定の締結をしているが、書類上どのようなものがあるのかについてお聞きしたい。
・住民の要望に応えて公開講座を巡回型としている点は特色がある。どのように開催地を決めているのかについてお聞きしたい。

評価基準８：教育能力開発のための取り組み

・研究活動を推進するための方略をどのようにされているかをお聞きしたい。
・また研究活動の評価はどのようになされ、フィードバックしているのかについてお聞きしたい。
・FD 研修会に教員と多くの病院のスタッフが参加しているが、FD 研修会では、どのような運営をされるのか知りたい（例えばグループワークの方法など）。

評価基準９：施設・設備の整備

・図書館の運営についての考え方、利用率の向上と、書籍の紛失などによる損失とのバランスをどのように考えているか、などを確認したい。
・施設整備費購入シミュレーター活用委員会があるが具体的にどのような活動をしているのかについて知りたい。

評価基準１０：予算措置

実習依頼費について現状を知りたい。

平成 23 年度「看護学専門分野別評価」試行評価
訪問調査スケジュール

調査日時： 平成 24 年 1 月 26 日（木） 10：00～16：00
場　所 ： 201 会議室、202 会議室(昼食会場)、学生とのヒヤリング（地域看護実習室)、県立中央病院

訪問委員：高田早苗(日本赤十字看護大学)　上野栄一（福井大学）　叶谷由佳（山形大学）
野澤美江子（東京工科大学）　中山栄純　(北里大学)　小林雅也（北里大学事務局）

訪問調査内容：施設見学、学生へのヒヤリング、教員との話し合い、質疑応答

スケジュール　　**総括・進行：菅原**　　**補佐：豊嶋、大平**

時　間	内　容	場　所	担　当	備　考
9：30～	お迎え、会場案内	大学玄関	菅原、豊嶋、(大平)	
10：00～10：10	挨拶	学長室	日下部学長、青柳副学長、金内事務局長、伊橋理事、山下学生部長、菅原、豊嶋	
10：10～10：20	スケジュール確認	202 会議室	菅原、豊嶋	
10：20～11：00	大学構内見学、授業参観（内外）	構内	菅原、遠藤 今田総務主査	写真撮影
11：00～11：50	学生ヒヤリング (茶道部 3 年生からお茶提供)	地域看護実習室(和室)	3 年生 5 人、4 年生 3 人	高橋助教
11：50～12：50	昼　　食	202 会議室	お弁当、お茶	
12：50～13：00	県立病院へ移動		菅原、豊嶋、大平	公用車
13：00～13：30	県立中央病院見学	県立中央病院	大平、豊嶋 田丸副看護部長	
13：30～14：00	県立中央病院看護部への質疑応答	看護部会議室	今野看護部長、 田丸副看護部長、菅原、大平、豊嶋	
14：00～14：30	移動・休憩	病院～大学へ	菅原、豊嶋、大平 共に移動	公用車
14：30～15：50	教員との話し合い、質疑応答	201 会議室	菅原看護学科長 看護学科教授 7 人 井上准教授 佐藤総務企画専門員、笹原教務学生課長	
15：50～16：00	まとめ、終了の挨拶			
16：00～	お見送り	大学玄関	菅原、豊嶋、大平	

［山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科総合評価］

＜認定の可否＞
［　適合　　］

＜総　評＞
認定の可否の根拠

県立の保健大学としての大学全体の理念・目的のもとに、「人間尊重の理念に基づき、高度化・多様化する社会の変化に対し、看護の役割と責務を自覚し、人間、健康、環境の視点から、生活している人間に対する看護を系統的・包括的に探究し、主体的に学ぶ人材を育成する」ことを看護学科の教育理念として掲げ、看護学学士課程教育として充実した教育課程が展開されている。

実際の教育活動においては、3 学科共通の授業でチーム医療を担う人材を育成しようとする工夫、模擬患者やシミュレーター機器の活用など、日頃から教員全体で教育活動を行う努力が継続されていること、また、実習施設との連携、指導者の育成に熱心に取り組んでいることの成果があげてきていることは評価できる。さらに、開学以来、大学全体ともに看護学科としての FD にも取り組んでおり、特に看護大学教育に不可欠なテーマを選び実習指導者を招いて学習し検討するプログラムなどを開催してきた点は優れており、他大学の模範となると評価できる。なお、今後は、看護学科の大学への意思決定への参画、ディプロマポリシーを反映した教育評価の更なる検討などへの努力が望まれる。

以上から、貴大学保健医療学部看護学科は、文部科学省「平成 23 年度　大学における医療人養成推進等委託事業」における「学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」において、学士課程専門分野別評価の基準に適合していると判断できることから、認定を「適合」とする。

平成 24 年 3 月 31 日

日本看護系大学協議会理事長　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　髙橋眞理

明治国際医療大学看護学部における試行評価の実際

今回、評価チームの調整窓口として、試行評価の対象校である明治国際医療大学看護学部と訪問調査の日程・内容調整を担当したので、一連の経過について報告する。

試行評価の経過について

11 月：第 1 回研究プロジェクト委員会（評価委員会）

11 月中旬に試行評価実施に関する確認を行い、対象校と評価委員（明治国際医療大学担当者は 4 名）を決定した。

12 月：対象校決定～現地訪問の日程調整

対象校決定後、JANPU 本部より依頼文を発送し、12 月に学士課程看護学専門分野別評価実施要項、評価マニュアル、自己点検評価書、評価表フォーマット一式を郵送およびメール添付で送付した。同時に明治国際医療大学看護学部の担当者と現地訪問の日程の調整を行った。内容については、大学側から提案された内容に加えて、講義の見学、実習施設でもある附属病院と鍼灸センターの見学、ヒヤリングに出席してほしい担当教員（評価担当者、実習やカリキュラムに詳しい教務主任と創立時から在籍している教員）をお願いした。日程については現在のカリキュラムで実習まで経験している 3・4 年生の学生との面談が可能な曜日を優先して決定した。

1 月上旬から中旬：第 2 回研究プロジェクト委員会（評価委員会）

対象校より自己点検評価書および関係資料の提出後、各評価委員に自己点検評価書を送付し、次回の評価委員会に備えて各自準備を行った。1 月中旬に開催した第 2 回評価委員会では、担当校別に分かれ、対象校から提出された学則や学生便覧、学習要項等の根拠となる資料等を確認しながら、評価基準にそって**「第 1 次評価（書面調査）」**を行った（資料 3-3-5）。書面でわからない点については、委員間でディスカッションし、訪問調査で質問・視察する事項を検討した。それらを踏まえて、再度対象校と訪問調査当日のスケジュールについて調整を行い、訪問調査時の質問・視察事項を書面（資料 3-3-6）で送付した。第 1 次評価後の追加事項として、コンプリメンタリーセラピーを 1 年次から導入していることで学生の意識や実習への効果を確認したいという意見から学生ヒヤリングは各学年を希望することと、自己点検評価でも課題に挙げられている図書館の見学を追加した。

1 月下旬：「第 2 次評価（訪問調査）」（資料 3-3-7）

訪問当日は、雪の可能性があるため、交通の遅れや大学までのアクセスを考え、担当委員は前日より京都に入った。スケジュールについては別資料参照。かなりタイトなスケジュールであっ

たが、実際に大学に赴くことで書面ではつかめない状況がよくわかった。また、カリキュラムで教育された学生との面談を通して、大学の教育理念がどのように伝わっているのかがわかった。

2 月上旬：第 3 回研究プロジェクト委員会（評価委員会）

それぞれ評価チームの訪問調査の報告、および評価報告書の内容、書式について検討を行った。評価報告書原案の修正については、メール会議を通じて最終的に検討を行った。

2 月中旬～下旬：協力校への通知および総合評価評議会（資料 3-3-8）

評価結果を協力校へ送付し、内容に対する意見申し立て期間を設けた後、総合評価評議会に評価報告書原案を提出した。

評価項目に対応させて備考欄に根拠を記入した例

判定結果基準:A.十分満たしている Ⓑ.満たしている C.改善すべき余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	注釈
8－1組織的取り組み体制				
1) 当該教育課程にふさわしい教育能力開発方針と実施体制をもっていること	■ 教育能力開発は，組織としての方針があり，取り組み体制があるか	規定・実施計画・実施記録 **FDに関する規定のもと、組織的な取組体制があり・・・（省略）を中心に取り組んでいる。**	FDに関する規程・実施計画・実施記録など	1
2) 教育能力開発に教員が主体的に取り組んでいること	■ その組織を通じて、教員が当該教育課程の教育能力開発に取り組んでいるか		同上	
3) 教育能力開発に必要な経費が確保されていること	■ 教育能力開発のために使用できる経費が予算化されているか	研修予算書・収支決裁書，調査費，研修費，講師謝礼，図書購	研修のための予算書，収支決算書	2
4) 当該課程の教員の教育評価に連動した対策に取り組むこと	■ 授業評価に基づく教育能力向上を目指した取り組みであるか	**授業評価に基づく課題や初年次教育の取り組み等に関し、・・・（省略）をFD研修会において実施している。**	FDに関する規程・実施計画・実施記録など	3

1） 評価の概要と今後の展望（自由記述）

教育能力開発のための組織的取り組み体制はほぼできており、――――――――である。FDの取り組みは――――――――であり、意図的・計画的に取り組んでいる。今後の展望としては、教育の質の向上を図るために、教育能力の開発のための予算化および、FD実施体制の強化と活動の充実・発展に向けて努力が必要である。（以下省略）。

2） 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）

1. 組織的取組み

1）・・・

2）・・・

3）・・・

2. 看護教員としての看護実践能力の看護教育能力開発に向けて

1）・・・

2）・・・

3）・・・

（一部改編）

日看大協第 41 号
平成 24 年 1 月 18 日

明治国際医療大学
学長　中川　雅夫　様

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　　髙橋眞理

文部科学省委託事業試行評価試行事業訪問調査の質問・視察事項の送付

謹啓　厳寒の候　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本会の活動に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、文部科学省平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」助成事業である「看護系大学・学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する研究」をテーマとした本会の調査にご協力頂き感謝申し上げます。

平成 24 年 1 月 16 日（弊会公文書 40 号)、文部科学省委託事業試行評価の訪問調査依頼のお願いをさせて頂きましたが、訪問調査の視察事項ならびに日程の詳細を送付致します。「看護学専門分野別評価試行　訪問調査時質問・視察事項」と「訪問調査視察予定」を同封いたします。

ご多用のところ恐れ入りますが、何卒ご査収下さいますようお願い申し上げます。

謹白

日看大協第 41 号
平成 24 年 1 月 18 日

明治国際医療大学看護学部看護学科
看護学部長　山田　皓子　先生

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　　髙橋眞理

文部科学省委託事業試行評価試行事業訪問調査の質問・視察事項の送付

謹啓　厳寒の候　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃は、本会の活動に多大なご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、文部科学省平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業」助成事業である「看護系大学・学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する研究」をテーマとした本会の調査にご協力頂き感謝申し上げます。

平成 24 年 1 月 16 日（弊会公文書 40 号）文部科学省委託事業試行評価の訪問調査依頼のお願いをさせて頂きましたが、訪問調査の視察事項ならびに日程の詳細を送付致します。「看護学専門分野別評価試行　訪問調査時質問・視察事項」と「訪問調査視察予定」を同封いたします。

ご多用のところ恐れ入りますが、何卒ご査収下さいますようお願い申し上げます。

謹白

看護学専門分野別評価　試行評価　訪問調査時質問・視察事項「明治国際医療大学看護学部」（抜粋）

評価基準１：看護学の学士課程の教育理念・目標と人材育成目標

・教育理念・目標について、学内で共通認識する仕組みや機会の有無についてお教え下さい。
・看護学部教員が理事会等のメンバーになっていますか。
・科目とコアカリの対応資料がありますか。

評価基準２：教育課程

・キャリア開発について、現時点での構想をお教え下さい。
・学習の順序性について検討が必要とありますが、新カリではどのように改善されましたか。
・教養教育の科目について、「目的・目標の教員間での共有の機会がない」とあるが、履修指導以外に教員が共有する仕組みを今後どのように計画されていく予定ですか。
・特徴ある科目展開をされていらっしゃる中で、編入学生の既修得認定の実際などの課題を教えて下さい。
・24 年度からのカリキュラム改正で、補完代替療法に力を注いだ展開方法の実際を教えて下さい。

評価基準３：教育活動

・貴学の特徴ある教育の一つに「国際性」が挙げられますが、看護学部では具体的にどのような教育内容に重点を置いていらっしゃるのかを教えて下さい。
・学部内で看護学教育の評価体制をどのようにもっていらっしゃいますか。

評価基準４：教育の効果

・特徴ある教育の検証についてのお考えを教えて下さい。（4 年間の学士課程の中で、また卒後に）
・学年別の達成度評価についてのお考えを教えて下さい。

評価基準５：教育を支える研究活動

なし

評価基準６：教育研究組織

・開設から現在までの学部教員の異動状況について教えて下さい。
・教育・研究の個別評価システムについてのお考えを教えて下さい。

評価基準７：教員の教育・研究評価

・評価システムの有無について教えて下さい。

評価基準８：教育能力開発のための取り組み

・特徴ある教育に関する学部内教員への啓発の実際について教えて下さい。
・学部内 FD で「統合医療」「国際性」について力を注がれているが、今後の発展について教えて下さい。

評価基準９：施設・設備の整備

・図書館、演習室、実習室、講義室の見学を希望します。

評価基準１０：予算措置

・学部内での裁量権について教えて下さい。

その他の提出資料に関して

・マトリックス表では、どのようなお考えのもとにチェックされているかを教えて下さい。

当日はお互いに自由に話しあいができたらと思います。

基準にあわせてとりあえずいろいろ質問を書きましたが、**一番伺いたいことは、特徴ある教育をされていらっしゃる中で、教育課程などいろいろな課題**もあると思います。**指定規則にしばられている看護系大学の教育において、特徴ある教育を行うにあたり、是非お話を頂き、今後の評価の参考に**できればと考えます。

また、今回は試行のため非常に短い期間での自己評価をお願いしまして本当に申し訳ありませんでした。このような中でしたが、対象校（受ける側）として、今回の評価体制に関する忌憚のないご意見、評価を伺えたらと思います。あくまでも前提がピアレビューですので。

どうかよろしくお願いいたします。

資料 3-3-7 第2次調査（訪問調査）のスケジュール（明治国際医療大学）

看護学専門分野別評価　試行評価　訪問調査視察予定「明治国際医療大学」

平成 24 年 1 月 27 日（金）

訪問委員（日本看護系大学看護学教育評価検討委員会委員）
高橋真理（北里大学）、柳修平（東京女子医科大学）、香取洋子（北里大学）、中井泉（北里大学・事務局）

＜訪問日程＞

１０：１５−１０：３０	挨拶・休憩　本日のスケジュール調整
１０：３０−１１：１５	大学敷地、建物、看護学部棟の見学
１１：２０−１１：４０	授業参観
１１：４０−１２：００	質問他
１２：００−１３：００	昼食・休憩
１３：００ー１３：３０	１．２年生　ヒヤリング
１３：３０ー１４：００	３．４年生　ヒヤリング
１４：００〜１５：３０	対象校教員の方々と話し合い
１５：３５−１５：５０	病院見学・鍼灸センター見学
１６：００ー１６：２０	追加質問
１７：００	終了

［明治国際医療大学看護学部総合評価］

＜認定の可否＞
［　適合　　］

＜総　評＞
認定の可否の根拠

「明治鍼灸大学（現明治国際医療大学)」は 1983 年にわが国初の 4 年制鍼灸学部の単科大学として開学され、保健医療福祉学研究科の設置による再編を経た後、2006 年に看護学部看護学科を開学し、看護学学士課程教育がスタートした。看護学部看護学科では「看護学において高度な専門性を備えた優れた指導的人材の養成を行うとともに、看護学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。」を教育目標に掲げ、貴学の特徴である東洋医学の理論・知識を取り入れた教育を、看護学部学士課程教育においても組み入れている。

なお、東洋医学を取り入れた教育を具現化するカリキュラム編成として、西洋医学と東洋医学を統合した補完・代替療法を教育目標にあげ、「連携と統合」を具現化するカリキュラム編成として、「東洋医学診断・治療」 や「コンプリメンタリーセラピー」など、独自の科目を置いており、4 年間の教育の中で体系的に展開される教育課程は、特徴ある教育として評価できるとともに、わが国看護学の発展においても、大いに期待される。一方、学部開設から日が浅いこともあり、大学内における看護学教育の更なる理解、チーム医療等を念頭においた他学部学生間との交流、学部内教育効果等に関する評価体制づくりに関しては、今後更なる努力が望まれる。

以上から、貴大学看護学部は、文部科学省「平成 23 年度　大学における医療人養成推進等委託事業」における「学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」において、学士課程専門分野別評価の基準に適合していると判断できることから、認定を「適合」とする。

平成 24 年 3 月 31 日

日本看護系大学協議会理事長　　野嶋佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　髙橋眞理

Ⅱ―４．試行評価実施後のプロセス評価

Ⅱ―４－１）評価チームメンバーからの評価プロセスに関する

感想・意見

以下の項目について、評価チームメンバーから意見・感想を募った。

1）第1回研究プロジェクト委員会の持ち方について 【具体例】 開催方法（評価委員へ事前に対象校から提出された自己点検評価書のみを送付し、後日全員で集まり評価点検作業を実施。前回の試行評価は対象校から提出された全資料をダンボールで各委員宛に送り事前に各自で評価点検作業を行った）
2）現地訪問について 【具体例】 日程、当日のスケジュール、評価チームとして訪問に参加した感想等
3）第2回研究プロジェクト委員会の持ち方について 【具体例】 現地訪問の結果報告、評価チーム報告書の検討

４）評価チーム報告書の作成について

【具体例】
評価チーム報告書の内容（前回の試行評価では評価報告書の作成までは至らず、作成は今回が初めてである）

５）実際に評価基準を用いて評価を行って

【具体例】
対象校または委員にとって評価しにくい項目、表現等具体的な意見

６）評価プログラムの全体的な流れについて（該当する項目に○をつけてください）

・評価を行うために、実際に集まって作業した回数や時間はどうか。
（今回の委員会の開催数で評価が可能かどうか。）

増やした方が良い・このままで良い・少なくて良い

・メール会議で行える部分を増やすべきか。

増やした方が良い・このままで良い・少なくて良い

≪ご意見・ご感想≫

７）その他

意見・感想を募った結果、下記のような結果となった。

１）第１回研究プロジェクト委員会の持ち方について

【良かった点】
・効率的であった。
・複数で作業を行ったため、多面的に確認することができた。
・一堂に会したため、意見交換を行い意思統一がはかれ、信頼性の高い評価につながった。
・第１回の会議までにまず自己点検・評価書を読み込むことに専念できた。

【悪かった点・課題】
・時間が短かった。
・全体に責任をもつ立場の委員は、やはり資料全体に目を通しておく必要がある。
・分担作業を基準ごとに行うと、関連するところが重複して記述されたり、評価にばらつきが出る。
・評価は何をどのように見ていったらよいのか、具体的なポイントなどが欲しかった。
・事前に、自己点検・評価書を読むことで、良い意味・悪い意味の両方で評価委員が先入観を持ってしまう可能性がある。

２）現地訪問について

【良かった点】
・対象校に質問内容を事前に送付したのは有効であった。
・訪問期間は１日であり、委員や訪問校との日程調整が行いやすかった。
・日程的に１月の現地訪問が良かった。
・訪問当日のスケジュールは適切だった。
・現地訪問により、評価の確認ができた。現地訪問は評価する上で欠かせない。
・学生ヒアリングは、教育の効果を検証する上でとても有用だった。
・実習病院の見学は教育活動を評価する上で大変参考になった。
・現地訪問からの帰路がメンバーで同じだったため、調整する時間が取れた。
・対象校自身が感じる課題を受けとめて、「改善課題」として返すことが、対象校にとって改革の推進力になる。

【悪かった点・課題】
・対象校に質問内容を伝える時期が遅かった。また、訪問日の日程調整の時期が遅かった。
・ピアレビューの視点からは、もう少し意見交換の時間が確保でき実習先・就職先、卒業生等の意見が聞けると良い。

３）第２回研究プロジェクト委員会の持ち方について

【良かった点】
・写真は記録として効果的であった。
・両チームの、現地訪問の報告を聞くことでお互いのイメージが共有できた。

【悪かった点・課題】
・評価チーム報告書作成までの期間が短く、十分検討できなかった。
・文言を統一する必要がある。
・評価チーム報告書は分担作業で行ったため、今後はメンバー全員で目を通しディスカッションを行い、客観的な報告書を作成する必要がある。
・最終的な評価報告書は総合評価評議会の作業であるので、委員長の負担が大きい。

４）評価チーム報告書の作成について

【良かった点】
・評価チーム報告書の作成はぜひ必要である。
・評価チーム報告書の内容はまとめやすかった。
・評価チーム報告書の内容は今回の物でよいと思う。
・評価チーム報告書に内容の記載があると学科内の各種委員会に還元できると思う。

【悪かった点・課題】
・時間が短かった。
・今後プロセスを明確化し、作業をスムーズに進める必要がある。
・対象校の自己評価が妥当か、という視点で評価してしまっていた。
・記載するにあたっては、評価チーム報告書の語尾や語句の統一をした方がよい。
・“2）達成度評価”が絶対的評価基準を持たないため、自己評価とのすり合わせにならざるをえなかった。
・評価基準の中でも長所、改善点についての記載はしやすいが、概評については記述が少なくなりがちであった。
・総評は同じ文章の繰り返しとなってしまう。強調して書く部分は議論が必要だと思う。また、総評を書く段になり、手元に確かめる資料がないことに気付いた。

5）実際に評価基準を用いて評価を行って

【良かった点】
・書類上だけではなく、見聞でき、評価の信頼性が高まる。
・実習施設の見学と実習指導者との面談は、実際の指導体制を評価する上で有用であった。
・訪問前に、質問内容を対象校に送ることで、対象校も準備ができたため効率的に意見交換ができた。
・4段階評価は、対象校にとって記載しやすいと考える。
・資料の提示はまとまっていて見やすく、評価欄には評価に用いる資料例が提示されているので、評価する際にすぐに探すことができた。

【悪かった点・課題】
・予算の評価が難しかった。書類を出されたとしても、専門的知識が必要となる。
・施設、設備の評価は、設置主体によって予算の限度額がある中で、努力している部分をもっと評価するのがよいと考えた。
・教育の効果を評価する場合、卒業生の社会貢献度、免許取得状況等については、対象校が設置後、4年以下の場合は、回答はできないので、その旨の解答欄を設けた方がよいと考えた。
・評価指標の中で散見する“公表しているか”“仕組みがあるか”などは、実際に認識されているか・活用されているかが実際に評価される部分だと考える。しかし、それを妥当に評価すべき指標がないことが評価の限界でもあると考えた。
・評価基準5の評価の根拠の中で、“実習施設の看護実践を充実・向上するための研究に取り組んでいるか”という文言がある。私たちが行う研究は、実習施設に限らず看護の場に反映されるものであることを考えると、この部分は修正した方がよいと思った。
・評価については、教育活動（評価を行っているか）と教育評価（評価方法の工夫や結果のいかし方）両方に含まれており、重複してしまった。
・評価項目の見直しと再編成をもう一度行う必要を感じた。
・日本看護系大学協議会としてコアカリキュラムを検討してあるので、それに沿った評価を加えることが、看護教育分野に特化した評価につながると思った。
・教育のプロセスを評価するための基準が難しかった。
・カリキュラムなどに関しては現在なのか、新しく検討しているものなのかの統一が必要であった。
・専門分野別評価の特徴である、大学の教育理念に基づいた独自性についての評価は、何をもって独自とするかは、対象校の考えと評価者の考えが一致しないこともあると考えた。

6）評価プログラムの全体的な流れについて

・評価を行うために、実際に集まって作業した回数や時間はどうか。
（今回の委員会の開催数で評価が可能かどうか。）
・メール会議で行える部分を増やすべきか。

	増やした方が良い	このままで良い	少なくて良い
集まる回数	1名	6名	0名
メール会議	1名	6名	0名

【意見・感想】

・メール会議は有用だが、基本は意見交換をした方がより理解が深まり、納得のいく評価ができると考えた。
・各メンバーが委員会の前に、○○の評価には××の資料が必要、ということを事前に整理し、事務局が資料内容を把握して、当日サポートを上手に行えば回数は少なくてもできる。
・回数はこのままでよいが、1回の時間を長くし、委員会のインターバルをもう少し空けるとよい。
・評価チーム報告書作成のために会議を1回ぐらい増やした方がいいと思う。
・今後は、評価チーム報告書を検討する会議が必要だと考える。
・全体的な流れはよかったと思う。しかし、評価チーム報告書をもらってから返信するまでの期間など、メール返信までの期間が短かったので、余裕があるスケジュール設定が必要だと思った。

7）その他

・教員の研究評価などでは、有名国立大学や博士後期課程を設置し大学院大学になっている大学と、地方の私立や公立など学部や修士課程までの大学を、同じ基準でするのは大変である。
・Skype というシステムを導入することで、無料で通信ができるので今後の活用が期待されると思う。今回はトライアルで回線状態の確認をしたが、画像が映るとテレビ会議システムができると感じた。
・評価基準を実際に使って評価する作業を通して、教育課程評価の視点を再確認できた。自分の大学の課題など将来構想に向けての示唆を多く得る貴重な機会となった。
・事務局や事務局スタッフの準備がないとできなかったと思う。評価委員以外のバックアップ体制の充実も必要だと思った。
・今回のプロジェクトは首都圏の委員が多いことから東京で開催されたが、遠隔地委員の負担は大きいと感じる。評価検討に使った資料は電子媒体で管理されているものも多く、WEB 上で審査ができるものを分離するなどの工夫が今後望まれる。実際に運営していく場合はブロック単位などの措置も検討していくことになると思うので、広範な地域から審査委員を募れる環境づくりになると考える。
・看護系大学協議会として評価システムを安定させるためには、事務局体制のマンパワーを整えることが大事だと思った。

Ⅱ―４－２）試行評価を終えて

上野　栄一（福井大学）

大学には、社会に有用な人材を輩出すると共に、自らの活動を評価することが求められている。大学教育で求められるのは、教育の質保証である。最近の医療は医療技術の進歩、患者の高齢化と重症化、さらには平均在院日数の短縮化等により、看護職員の役割は、ますます複雑多様化しその業務密度も高まってきている。このような中で、大学教育に求められるのは看護教育の質である。日本看護系大学協議会看護学教育評価検討委員会評価委員として今後の評価のあり方に関して意見を述べたいと思う。

(1)評価について

本評価は、対象校における看護学教育の発展を目指した評価であり、改善・改革に向けた具体的対策や指摘、将来に向けた発展のあり方について提案することを目的とし、単に教育課程としての適切性を評価するのみでなく、課題提起やどのような発展方策が望まれるのかを示していくこと、対象校相互の質の向上を図るために、対象校の優れた点を積極的に評価していくことに重点を置いている。

これまで評価チームに参加して見えてきたことは、評価はとても有意義であるということである。本大学評価は、看護独自の評価を行うことにより、批判的な評価をするのではなく、よいところも改善すべきところも同時に評価することによりさらなる改善に役立てることができるということを実感できた。本評価はいわゆるＰＤＣＡサイクルの中でされるものであり、評価によりさらによりよい教育体制造り（改善）が可能となると思う。

(2)現地調査の重要性

現地調査することで、事前に提出書類で評価した内容があっているかどうかについて検証することができた。これは信頼性のあるまた妥当性のある評価につながるといえる。

また、現地調査で対象校の地理的位置、実習病院の地理的位置、通学はどうしているのか、学生アパートはどの位置にあるのかといったことが実際目で見ることができ、また学生の生活像をみることができた。この現地調査は学生の就学環境を把握する上でも大変役に立った。

(3)評価項目について

評価試行期間中、カリキュラム改正などがあり、対象校の設置年により評価の基準を、カリキュラム前なのかカリキュラム改正後なのかといった微妙な評価のずれが生じる可能性もある。今後、評価する時は、旧カリなのか新カリなのかについて指定する必要がある。

(4)評価後の改善に対する評価

各評価項目に対する改善項目があった場合、どのように再評価をするのかについて明記することが必要と考える。

(5)資料提出時期について

資料の提出については、対象校の負担も考えて、例えば半年前以上に連絡するなど、期限をある程度決めておいた方がよいと思う。

(6)根拠資料の添付に関する留意事項

報告に当たっては、根拠となる資料を必ず添付することが必要である。しかしながら、対象校にとってみると、どのような資料をどの程度準備するかは、なかなかわかりづらい。特に各項目の資料をどの程度準備するのかはわかりづらいので、説明する時に具体的な提示があるとよいと考える。

資料の提示の中には、個人情報に係わるものもあるので、各施設の判断によるということで良いとは思うが、基準を設けた方がよいのかどうかについて検討することも必要かと思う。

予算に関しては、どの程度の資料を求めるのかについては、規定はないので、参考例を示した方がわかりやすいと思う。

(7) 評価の信頼性の確保

いかにして評価の信頼性を得るかは、本評価の重み付けをすることにもなる。評価委員を毎年選出することも可能ではあるが、任期が３年はあるとよいと思う。

評価委員は、一度に全員代わるのではなく、半分ずつ代わるなどの時期をずらした方が、信頼性の確保にもつながると思う。

評価をするには、すぐに評価ができるというわけではなく、ある一定期間の教育的訓練が必要と思われる。

(8)評価の推奨

評価は、全大学が参加してこそ意義がある。義務化が理想ではあるが、自由参加としても、評価の魅力を伝える等の広報活動も重要と考える。

評価による利点をより明確にすることもこれから必要と考える。

(9)改善結果の報告について

評価を受けて、改善項目などについて、その後どのように改善したかについて、あるいは改善の進捗状況について再評価はどうするのかといった取り決めは現在はなく、方向性を示すことも必要と考える。追評価の申請ができるかどうかについても議論する必要性がある。

(10)評価手数料について

今後、評価に係わる経費をどう捻出するかについての議論はまだされていないので早急に具体案を示す必要がある。

以上、評価チームに参加して意見あるいは感想を述べました。

最後にこの大学評価が全看護系大学に実施され、素晴らしい看護教育に発展できますことを祈願いたします。

小松　万喜子（愛知県立大学）

本委員会には平成23年度より参加し、評価チームの一員として学士課程の看護学専門分野別評価の試行評価の実施に加わらせていただきました。専門分野別評価の確立は、看護系大学が増加しているなかで学士課程における看護学教育の質を保証し、看護職者の養成機関として社会的使命を果たすためにも重要な取り組みであり、貴重な機会を与えていただけたことに感謝しております。学校教育法で義務付けられている大学機関別認証評価等では大学が総合的に評価されるため、看護学教育の評価は全体のなかに埋もれてしまいます。看護学専門分野別評価は、看護学教育に携わる専門家が看護学教育プログラムに焦点を当てて評価するため、各大学の優れた取り組みや課題等を浮き彫りにし、専門教育の質保証や改善に確実につながります。今回の試行評価においてはこの意義を再認識しました。

専門分野別評価を確立していくための課題としては、評価項目および評価方法のさらなる精練があります。試行評価では各大学のカリキュラムに学士課程のコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標が組み込まれていることが十分に確認できませんでした。この内容を評価項目に位置付けて自己評価・他者評価することは教育の質の評価・改善に直結すると考えます。評価基準については、各評価項目の評価基準をより詳細にして公開すること、評価結果の妥当性を検証することも必要と考えます。評価の視点や基準をそろえ、また評価者の訓練のためには、複数の評価者による協議や一致率の算出なども有効と思われます。何よりも評価の確かさを高めることが、本評価を受ける価値を大学の幹部教職員や他学部が認識し、評価結果を真摯に受け止めることにつながると考えます。

評価システムの課題としては、評価を受ける費用を高額にしないこと、評価を受ける手順等をわかりやすく提示すること、評価後の課題や改善事項に対する再評価制度を準備すること、事務局体制を整備すること（適切な人員確保、ＰＣや通信環境の整備、予算確保など）などがあります。将来的には、国際的な水準とも照合して社会的に認められる評価制度となることを願います。

叶谷　由佳（山形大学）

今回、山形県立大学の評価チームに参加しましたが、対象校は今回の試行評価について非常に前向きに教育研究活動を見直す機会ととらえている姿勢が感じられました。試行評価を受けるにあたって、評価項目を看護学科内全体の教員で共有し、準備されたことも感じられました。評価のもっとも重要な点はどのような学生を育成しようと考えるかという各大学独自の教育目標と、学生の教育に携わる教員や実習等の関係者全体がその目標を共有し、目標に向けてどのように具現化しているかだと思います。しかし、現実には、関係者全員が目標に向けて十分ディスカッションする機会をとることが難しく、大学評価に参加することは、全関係者が今一度、教育研究活動を振り返る機会を得るという意義があると思います。評価の方法についてですが、書類で、ある程度、大学全体の状況を把握した

うえで、質問したいことを対象校にお返しし、それを訪問時に効率的に確認するという方法を今回行いましたが、このような手順をとることによって効率的に評価できたと思います。また、実際に対象校を訪問することは、大学を取り巻く環境を含めた教育環境の雰囲気を感じることができ、また、学生本人からの声や実習施設担当者からの意見も聞くことができ、書面では評価しきれない内容を一目瞭然に理解することが可能と考えます。

看護系大学は設置主体で分類すると、国立系、公立系、私立に分類され、学部構成では、総合大学、単科大学に分類されます。設置主体や、大学内の看護学以外の他の学問領域によって、看護学の専門性や特徴について受け止め方が異なり、学内で看護学分野の教員は看護学の専門性への理解を得るのに困難を感じていることが多いように思います。たとえば、教育や実習に必要な教員数や研究業績への理解を得るのに困難を感じている等があると思います。質の高い看護教育を行うには、個々の教員の努力では限界があり、学内の経営主体からの支援や他領域からの理解がなければ難しいと思います。大学評価は質の高い看護教育を行うには、どんなインフラが必要なのか学内の看護学以外の設置主体や他領域の理解を得るために重要な機会であると思います。評価項目の表現では、「･･･適切に措置されているか･･･」等のように「適切に･･･」という表現が多く用いられていますが、何をもって適切かが重要と思います。大学の環境や学生数や地域性によって一概には表現できないため、このような表現になりましたが、今後、大学評価で適切・・と判断した根拠をなるべく具体的に表現し、大学評価で判断したエビデンスを蓄積することによって質の高い看護教育にとって適切な体制について説明できるようにしていくことを目指す必要があると思います。

野澤美江子（東京工科大学医療保健学部看護学科）

この度、看護学教育評価検討委員会の委員ではありませんでしたが、評価チームメンバーに初めて参加させていただきました。本学は開学部 2 年目で、当初計画された教育プログラムを試行錯誤しながら進めている最中です。そこで、教育評価の視点を再確認できたり、他校の評価の検討を通して自学の課題が明確になるのではないかと思い、参加させていただきました。

私は、山形県立保健医療大学の評価チームに入りました。そこで、委員の先生方と一緒に大学が作成した「自己点検・評価書」及びそれに付随した資料等をもとに書面調査を行った後、訪問調査を実施しました。これらの参加を通して得られた収穫は、3 点あります。

1 つ目は、教育プログラムの評価内容と評価方法です。JANPU が作成した「学士課程看護学専門分野別評価基準」に沿って実際評価させていただくことを通して、どのような側面からどのように評価していったらよいのか具体的にイメージできました。しかし、評価には限界もあり、“適切か”という根拠の裏付けとなる指標を明確にする必要性も実感しました。また、第三者が評価するためには、書面調査だけでは限界があります。評価内容の

検証や確認には、対象校及び実習施設に出向き担当者から情報を聴取したり実際に見学させていただく訪問調査での補完が必要です。その際、特に“取り組みや検討のある／なし”では評価しきれない、教育プログラムを提供する教員とユーザーである学生の思考や認識を確認するための方略が求められます。

2つ目は、ピアレビューすることの意義です。ピアレビューは評価が甘くなりバイヤスがかかるのではないかと懸念されますが、看護教育においては有意義な方法と考えます。第三者評価機関による認証評価とは違い、ピアは対象校の特色を理解しやすく特に優れた点の評価がしやすいと共に、改善に向けた具体的対策を提案しやすいというメリットがあるからです。まさにこのことを今回のプロジェクトに参加して実感しました。このようなポジティブなフィードバックは、評価を受ける側の自己効力感にもつながり、この後のプログラム遂行がより活性化することになると思います。

最後は教育プログラムの評価に限った事ではありませんが、プレゼンテーション能力の重要性です。レビュアーも含め第三者に自学の教育プログラムを妥当に評価してもらうためには、先方に自分たちが行っていることを正しく理解してもらうことが必要だからです。

今回の参加は、今後教育プログラムを評価し将来構想を検討する上で多くの示唆を得る貴重な機会となりました。委員長の高橋先生を始め、評価チームメンバーの皆様に深く感謝いたします。

Ⅲ．会員校に向けての成果報告

Ⅲ―１．プロジェクト報告会

1. プロジェクト報告会

一般社団法人日本看護系大学協議会

平成 23 年度「大学における医療人養成推進等委託事業・看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」報告会

プログラム

日時・場所： 平成 24 年 3 月 17 日(土) 13:00－16:35（開場：12:30）
東京港区　北里大学白金キャンパス　コンベンションホール

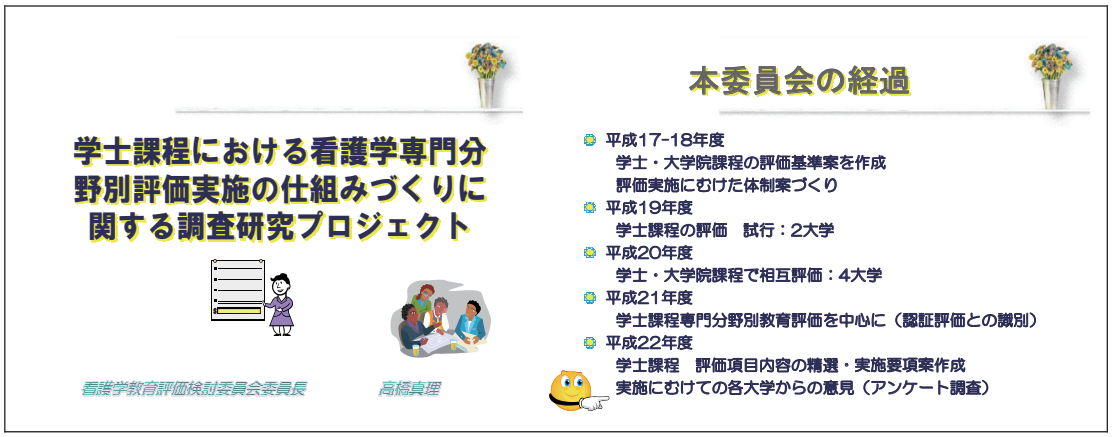
時間	*内容*
13:00－13:15	ご挨拶 文部科学省　看護教育専門官　石橋みゆき 日本看護系大学協議会　代表理事　野嶋佐由美
13:15-14:15	**プロジェクト報告　1)** **大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究プロジェクト** 調査研究の概要報告 看護学教育質向上委員会　委員長　正木治恵　千葉大学看護学部長
14:15~15:15	**プロジェクト報告　2)** **学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究プロジェクト** 1. 調査研究の概略　調査研究プロジェクト委員長　髙橋真理 2. 評価結果の報告　山形県立保健医療大学担当　高田早苗 明治国際医療大学担当　柳　修平 3. 評価対象大学からの報告　山形県立保健医療大学　大平光子 明治国際医療大学　山田皓子 4. 今後の課題 座長　前原澄子　京都橘大学
15:15～15:25	**休憩**
15:25～16:25	**プロジェクト報告　3)** **看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究プロジェクト** 調査研究プロジェクト委員長　片田範子　兵庫県立大学看護学部長
16:25～16:35	アンケートご記入のお願い

司会：中山栄純

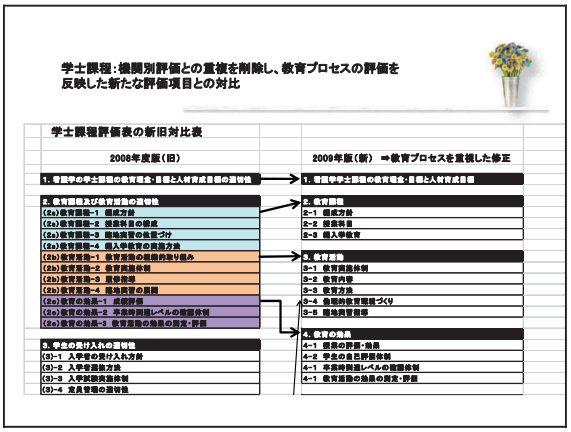
Ⅲ―１－１）調査研究の概略

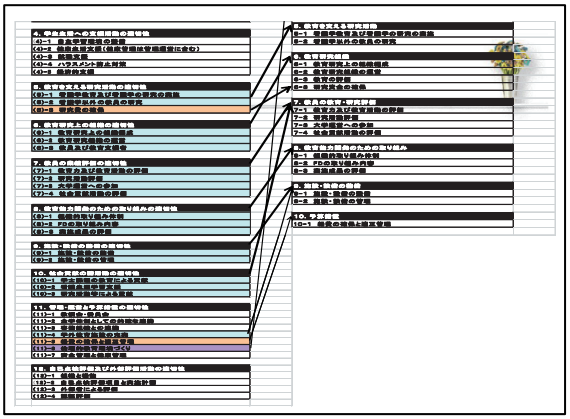
調査研究の概略

高橋真理（看護学教育評価検討委員会委員長）

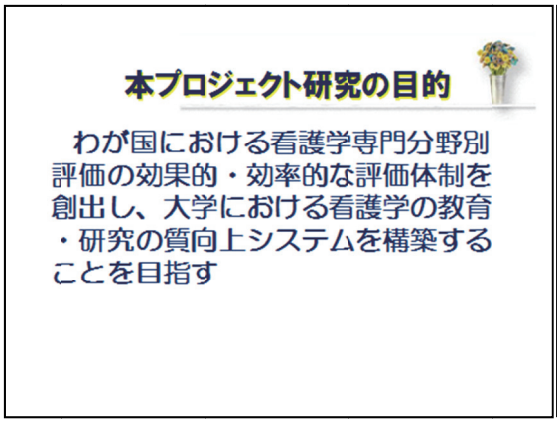


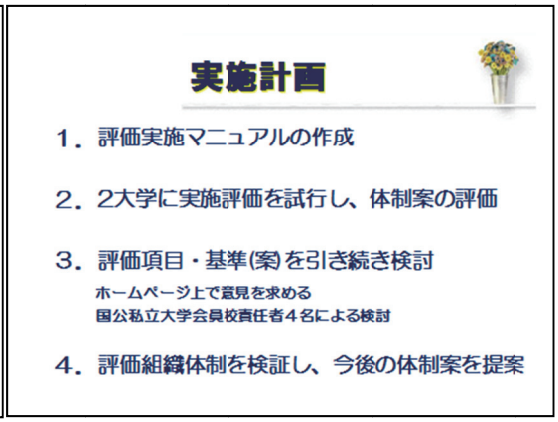
看護学教育評価検討委員会は平成 17 年度からスタート致しました。最初は大学・大学院課程全体の評価基準案ということで作成をしていましたが、21 年から専門分野別評価を標榜致しまして、認証評価との識別を明確にしております。専門分野別評価に変えたことで、それまでの評価基準も変更しました。





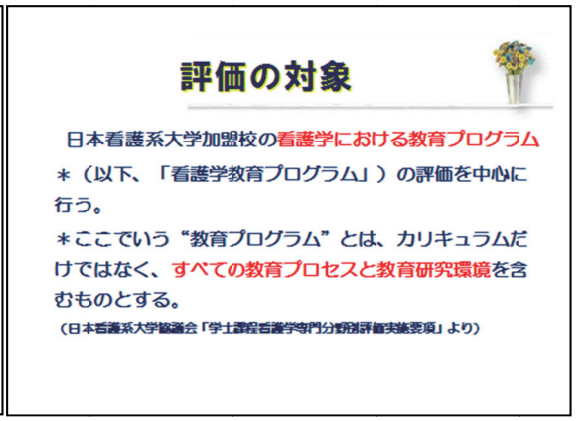
この変更についてですが、具体的に左側がこれまでの 21 年度以前の評価基準で、右側が新たに専門分野別評価、教育のプロセスを中心にした評価項目へと推進しております。認証評価と専門分野別評価の違いは、明らかに認証評価は機関評価であり、専門分野別評価は看護学教育プロセスの評価であるということを明確に識別致しました。



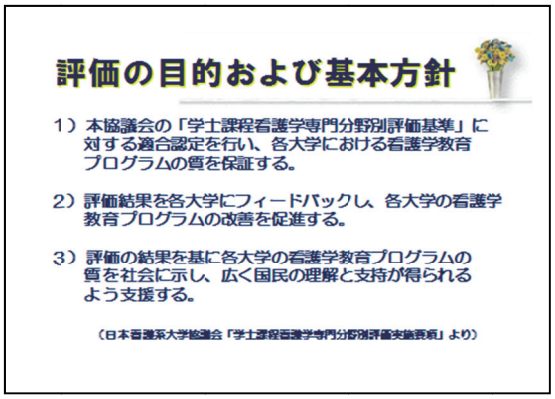


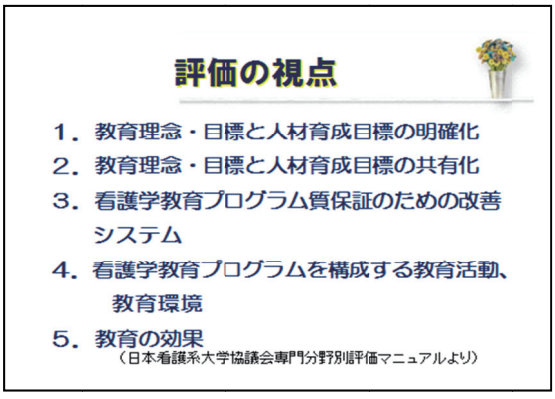
そのような中で、今回の本研究の目的ですが、我が国における看護学専門分野別評価の効果的効率的な評価体制を創出し、大学における看護学の教育研究の質向上システムを構築することを目指す、ということです。実際の実施計画はスライドにお示しした通りですが、今回特にその中で、2 番目の 2 大学に評価を、試行し、体制案の評価についてご報告させていただきます。



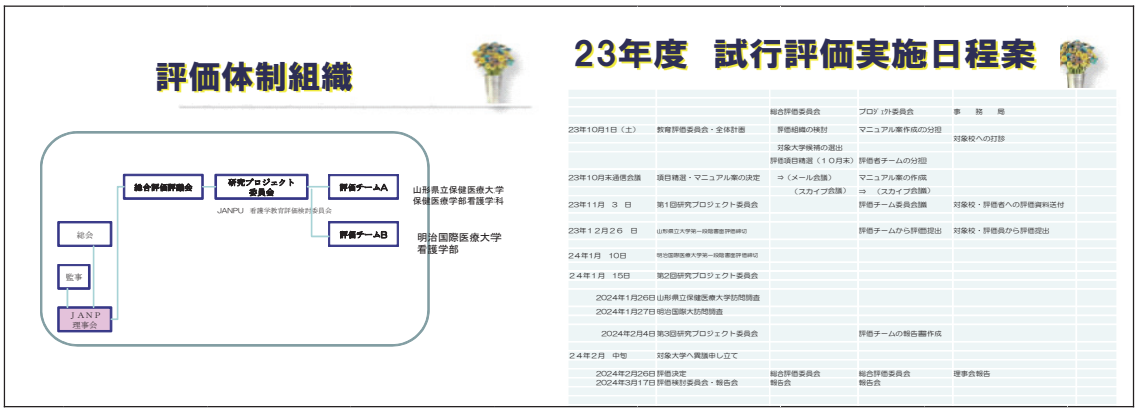


まず評価の対象ですが、先程お話しましたように日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラムの評価を中心にしてございます。ここでいう教育プログラムとはカリキュラムだけではなく、全ての教育プロセスと教育研究環境を含むものと致します。



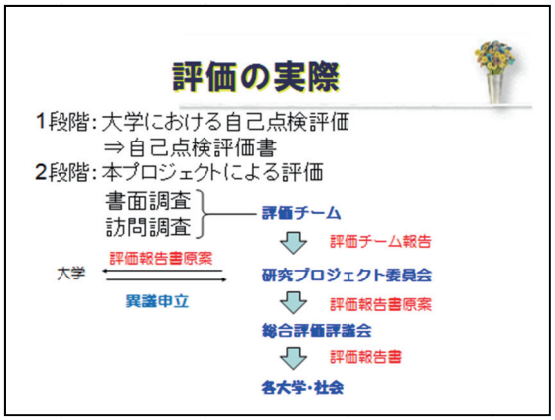


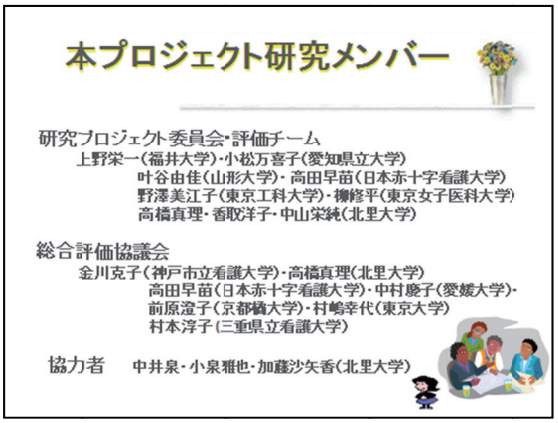
評価の目的及び基本方針は３項目を設定しています。第一は現在 10 の評価基準をもっております学士課程看護学専門分野別評価基準に対する評価適合を行います。それに対して、適合認定を行い各大学における看護学教育プログラムの質を保証する。第二番目、評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の看護学教育プログラムの体制を促進する、第三番目、社会に広く国民の理解と支持が得られるように支援をする。大きくこの３つの目的と基本方針をあげています。評価の視点と致しましては、５つを設定しています。教育理念目的や目標と人材育成目標が明確に羅列されているか、また学生教員間で共有されているか、看護学教育プログラム質保証のための改善システム、PDCA サイクル等が機能しているか、看護学教育プログラムを構成する教育活動・教育環境は適切であるか、そして教育の効果が適切にはかれるか、このような５つの視点をもとに評価を行いました。



評価体制の組織です。ピンクの所に JANPU を示しておりますが、本理事会のもとに総合評価評議会、これが親、最終決定委員会です。このもとに今回研究プロジェクト委員会、実際には評価検討委員会になります。それで試行評価２校をお願いしましたので、評価チーム A、評価チーム B にわかれました。評価チーム A は山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科、評価チーム B は明治国際医療大学看護学部、両大学とも快く試行評価をお引き受けいただきました。お引き受けいただくにあたって今回は機関別評価をここ 2～3 年内に受けている大学にお願いを致しております。

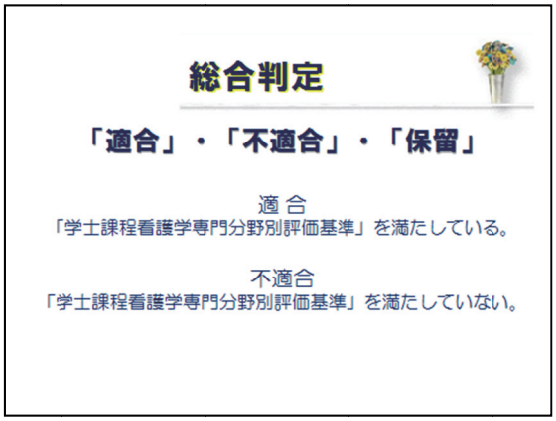
日程ですが、事業そのものがタイトなスケジュールでしたから、2 大学においては大変なご負担をおかけしてご準備等をいただきました。

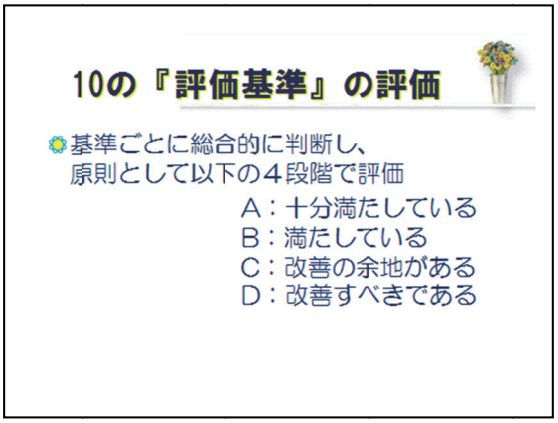




評価の実際は、2 段階で行いました。第 1 段階目は大学における自己点検評価です。自己点検評価書に基づいて行っております。資料として、自己点検評価書を 2 枚つけております。一部ですがご覧いただくと、最初にまず大学の理念、養成したい人材像、それで次のページに評価基準の 1 という、学士課程の教育理念等を書く所です。このような書式で、評価の根拠をチェックしながら最終的には判定結果基準を十分満たしているかを評価して頂くことと、下に自由記載の欄があります。このような自己点検評価書を提出していただきました。第 2 段階目は本プロジェクトの評価チームにおいて書面調査と訪問調査を致しました。

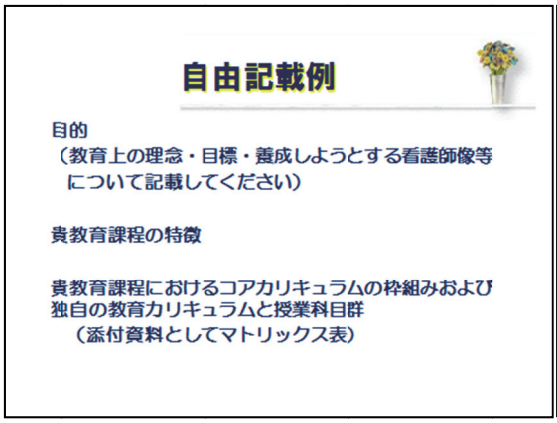
評価チームは書面・訪問調査致しまして、評価チーム報告書を作りまして、研究プロジェクト委員会にあげました。それで研究プロジェクト委員会では、評価報告書原案を評価チーム報告書に基づいて作成しまして、両大学へお示し致します。そこで異議申し立てを受けます。それでそれらに基づきまして総合評価評議会で適合・不適合の判定を致しまして、最終的に評価報告書として各大学にお返しするという実際です。現在に総合評価評議会にまでは通りまして、3 月末に両大学へ報告書としてお示しする予定です。





判定の仕方は適合・不適合・保留です。適合は基準を満たしている・不適合は満たしていないことになります。1 から 10 の評価基準に関しましては、A から D までの 4 段階で評

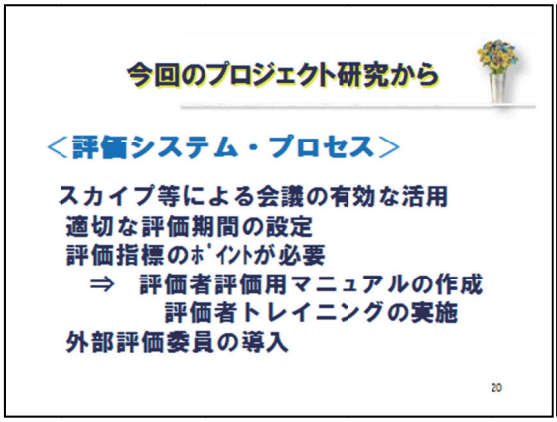
定致します。

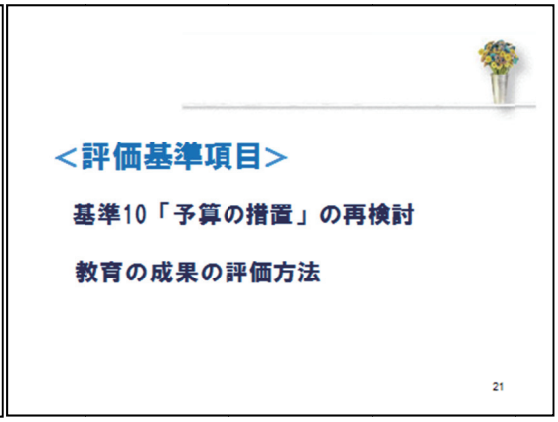




それから大事なこととして、自由記載欄として今お示ししましたような人材養成目的とそれから、対象校の教育課程の特徴それから先程前段お話がありましたコアカリキュラムの枠組み及び独自の教育カリキュラムの授業科目群などをマトリックス表でお示しいただきたいということで特にモデルコアカリをコアとしてどのように教育課程の中に取り入れているかということも実施をしていきたいと考えました。

最終的には今お示ししましたような山形県立保健医療大学、明治国際医療大学両大学とも、この証書を交付するということで３月 31 日に大学の方へ送らせていただきます。
評価、一連の実際のことに関しましては、報告書でお示しさせていただきたいと思います。

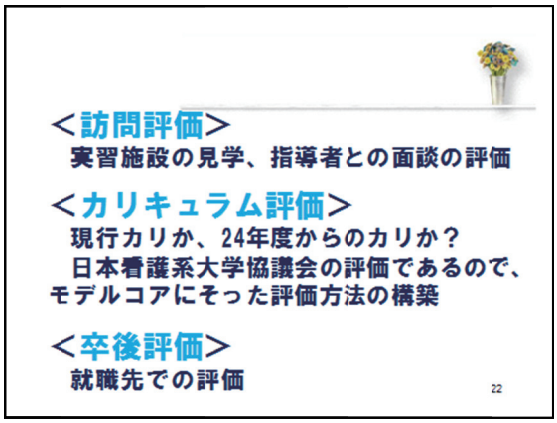




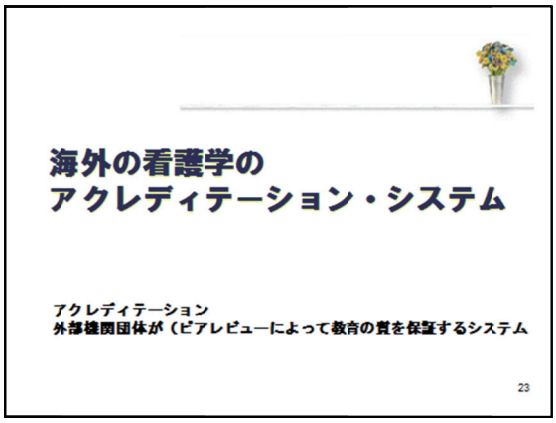
ここでは、簡単に今後の課題について説明させていただきたいと思います。今回のプロジェクト研究から、評価委員の方たちから、いろんな情報をいただいて、その中の代表的な課題について述べます。まず、「評価システム・プロセス」に関しての課題があります。例えば、経費について今まで協会はもの凄くお金がかかるという難題がありました。今回、スカイプによる会議を入れることで有用であると感じられました。それから何と言っても評価期間の問題は、今回は大急ぎの中で実施しましたので、きちんとした設定が必要です。それから実際、評価者側の問題として、評価指標をこれが妥当であるかと、疑心もありました。今後は評価者用のマニュアルも必要であり、またトレーニングを広めていくことも

必要です。それから最初の第三者の評価委員を予定していたのですが、実施に至らず、結果として、看護の中だけで実施しました。今後は、外部評価委員の導入が必要です。最も重要な点は、諸外国は、評価は第三者評価によって、お墨付きを得るような位置づけが非常に強いのですが、私たちの日本の看護系大学に求められているのは、お墨付きというよりも、普及していくことの方がより重要だと強く思いました。

評価基準項目に関する課題ですが、実際に使っておりました10番目の予算の措置のところに関しましては、再検討が必要でした。それから、教育のプロセスの評価とうたっているのですが、教育のプロセスを実際にどのような評価方法で実施したらよいか、という点はまだまだ課題があります。ある程度こちら側から提示をすることも必要であり、また自己評価による内部の教育の検証プロセスに資する部分がとても重要ですが、そのようなことをどのような評価の中でうまく取り入れられるかということが課題でした。



評価方法に関する課題もあります。訪問評価の中で、実習施設の見学であるとか、実習指導者との面談というのは、非常に大学側の特徴が見えて非常に有効であることがわかりました。これらの特徴を訪問評価の中で示していただくということが重要だと思いました。それから時期の問題ですが、今回は今年度の現行の評価をするのか、24年度からの評価するのかということで議論しておりました。また、大学協議会での評価であるので、コアに関した目標達成などの評価方法を構築ということに重点をおくことが重要ではないかとの意見がありました。それから卒後教育に関しまして、就職先での評価というのもぜひ取り入れていく必要があるという意見もありました。



最後に一つ、海外の看護学のアクレディテーションシステムをご紹介したいと思います。日本で今、私たちは日本の専門統一評価を立ち上げていこうと、学会のご協力のもとにやってきておりますが、海外での看護学の専門統一評価の状況を簡単に述べさせていただきます。アクレディテーションシステムとして動いておりますアクレディテーションというのは、外部団体がピアレビューによって教育の質の保証するシステムです。例えばアメリカであれば2つの評価機関があり、

大学看護教育委員会が、大学だけの評価を行っています。全米看護連携は専門学校教育すべての評価を行っています。最近大学の評価が非常に伸びて来ております。

英国では、質保証ということで看護学と助産学の質の保証を行っています。またオーストラリアも看護と助産の教育の認定を行っています。韓国は、約 15 年前から看護教育の認証を導入しまして、2003 年からはホームページを中心とした評価を行っています。

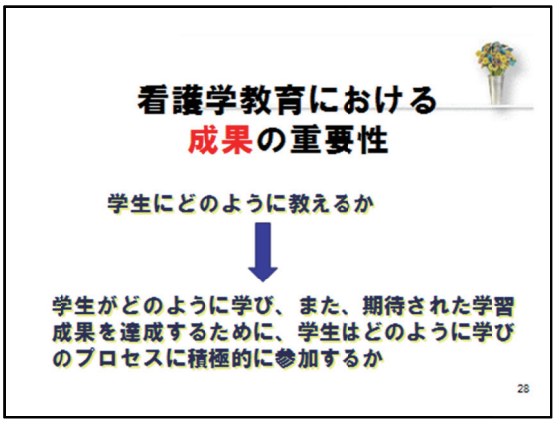
また現在、米国の大学看護教育委員会の指針を活用して、世界の様々な国で評価が行われているという印象があります。このような流れで日本がグローバリゼーションのなかで、国際的な基準に基づいた評価をどのようにしていくかは、大きな課題があると思います。





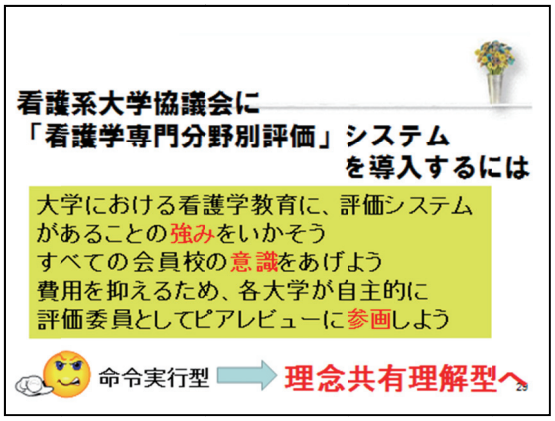


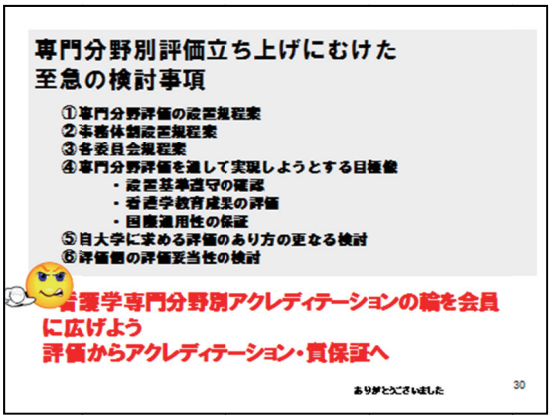




看護学教育における成果の重要性としては、もうすでに今回のご発表からも皆様お気づきだと思いますが、入口の評価ではないことです。学生にどのように教えるか、何を用意するかということではなく、学生がどのように学び、期待された学習成果をどのように達しているか、学生はどのように学びのプロセスに積極的に参加するか、このことを評価していくのが専門分野別の看護学教育の大

きな目指すところだと思います。





看護学専門分野別評価システムを、日本看護系大学協議会の中に導入していくには、例えば大学の看護学教育の評価システムがあるということを負担ではなく、強みにできることが大事だと思います。アメリカのある大学院では、明らかに評価を受けた大学の卒業生でないと、その大学院を受験ができないというところもあります。評価が負担ではなく、今日も評価を受けた大学がいくつかの強みがあることをご報告いただきましたが、それをどのように活かしながら看護学を日本の中でより位置づけ質の保証をしていくかということ、それから 200 の大学の中にはいろんな状況がありますが、やはり一丸となって、看護学を底上げすること、それから各大学が自主的に評価委員とシステムに参加することです。そして、このようなことに向けて動く評価システムを立ち上げていきたいと思います。私たちは一緒にやっていく、やれることからやっていくという理念の共有化です。それを実現するためにはマニュアルが大事です。ぜひ皆さん一緒にやっていきましょう。

専門分野別評価立ち上げに向けた至急の課題事項として６つがあがっています。特に 4 番目ですが、この専門分野別評価を通して、実現しようとする目標像として、設置基準の遵守の確保はもとよりですが、成果の評価、それから国際通用性、これら 3 つをゴールにやっていくことが大事ではないでしょうか。

今回強調したことは、看護学専門分野別アクレディテーションの輪を会に広げようということです。いわゆるアクレディテーション、質保証に向けてということで結ばせていただきます。

Ⅲ―１－２）評価結果の報告

評価結果の報告（対象大学：山形県立保健医療大学）

高田　早苗（日本赤十字看護大学）

平成23年度事業として実施した山形県立保健医療大学看護学科試行評価について述べる。

(1) 評価の過程

評価は、委員５名（上野、叶谷、野澤、中山、高田）で評価チームをつくり、書面評価の後、訪問調査を行い、それらの結果を合わせて評価案を作成した。 書面評価は、評価基準１.「教育理念・目標」～10.「予算措置」について記された協力校の自己評価の適切性、妥当性を確認する作業である。具体的には、学則、学生便覧を始めとする資料から関連情報を選び出し、協力校の＜評価の根拠＞欄や自由記述内容との照合をするなどである。スケジュールがタイトだったため、実際の作業は 2 名ずつ 2 グループとなり分担作業の上、疑問がある場合には委員間で議論して書面評価を終えた。

この段階で、協力校への質問や説明を加えてほしいことを基準ごとに整理し、病院看護部への質問や学生ヒアリングなどの訪問調査での要望を加えて、協力校に依頼した。

約 10 日後に訪問調査を実施した。学長を始め役職者への挨拶の後、大学構内を見学し、短時間ではあったが看護学実習室等での授業参観も行った。午前最後の 1 時間は茶道部学生からお点前の接待を含む学生ヒアリングであった。学生には大学のよさや希望したいことなどを聞かせてもらった。午後は、主たる実習先である県立病院の見学と実習受け入れ等に関する看護部教育担当副部長へのインタビューを行った。最後に、看護学科教員との話し合い、あらかじめ依頼していた質問への回答並びに意見交換を行い、訪問を終えた。

(2) 試行評価を実施して気づいた点、今後の課題

専門分野別評価は、看護学教育活動に焦点を当てている分、評価基準は細分化しており、評価項目や根拠などはより具体的でわかりやすくなっており、評価しやすくなっていると言える。その反面、複数の基準の関連性については評価する際に意識化されにくいかもしれない。例えば養成したい人材像(基準１)と教育課程編成方針(基準２)、教育活動(基準３)、教育の効果評価(基準４)は、その一貫性が重要になると考えられるが、基準ごとに評価が完結させてしまうと、これらの一貫性は問われずに終えることとなる。

その他、基準 10 の予算措置では、各大学で予算作成の際の費目等を含む仕組みが異なる場合もあり、提出された資料では判断が困難なことや、評価する側の資料を読み解く能力上の限界も予想された。今後、評価基準についてもさらなる検討が必要と思われた。

適切で公平な評価を実施するには、評価者の訓練が重要であることを再認識した。

(3) 評価を終えて

今回協力を得た山形県立保健医療大学には、短期間にもかかわらず本評価基準に従い自己評価をし、資料等を送っていただいたこと、細かな質問や時に厳しい指摘を伴う訪問調査への丁寧で真摯な対応をいただいたことに深い敬意と感謝を表して終えたい。

看護学専門分野別
試行評価実施報告

山形県立保健医療大学
試行評価について

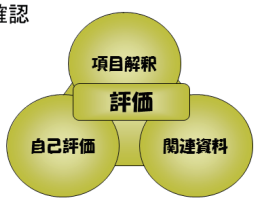
日本看護系大学協議会
看護学教育評価検討委員会
委員　高田早苗

評価プロセス

- 評価委員
  上野、叶谷、中山、野澤、高田
- 書面評価
  ＊1 月初め　対象校の自己評価・提出資料が評価委員に届く
  ＊1月15日　評価会議
  　分担作業　→　協議・資料点検確認　→　訪問調査事項確認
- 訪問調査　1月26日
  ＊事前に、要望並びに書面評価の上での質問事項を伝え、対象校に準備を依頼
  ＊実習病院を含む学内視察、学生との面談などを要望
- 評価案のまとめ　2月中旬

書面評価の実際

- 評価基準1.「教育理念・目標」～10.「予算措置」について、大学の自己評価の妥当性を、関連資料をチェックするなどして点検確認する
  対象校の評価表に沿った自己評価　＜評価の根拠＞欄のチェックの有無、自由記述内容を確認
- 評価委員の中での討議（例）
  教育課程の独自性
  「看護師教育と保健師教育、
  看護師教育と助産師教育の
  いずれかを選択」 独自性と
  言えるか、言えるとすれば・・・・



添付資料(例)

1.学則
2.学生便覧
3.シラバス
4.大学案内
5.各種規定(委員会など)
6.外部評価・認証評価結果
7.自己点検・自己評価報告集
8.実習要項　・・・
21.卒業生進路状況
・・・
41.臨地実習施設
42.高額備品・施設設備
等に関する資料

現地訪問調査

- 事前の依頼：書面調査結果から質問事項作成

「現地調査でお伺いしたい項目・・・」例

★全体単位数が他大学と変わらない中で、保健師・助産師のいずれかを必修とできる仕組みとは？
★進級制をとっているが、実習の履修条件はあるか？
★実習指導者を含む研修会を実施しているが、実際の内容、具体的な進め方は？
★教員の領域間のバランス、質的数的確保について
★実習依頼費についての現状
★シミュレーター活用委員会の具体的活動内容とは？

現地訪問調査の実際

- 9:30～11:00
  学長、理事、役職者ご挨拶、大学構内見学、授業参観など
- 11:00～11:50
  学生ヒヤリング
  　茶道部3年生からお点前の接待を受けた後、4年生・3年生に授業や実習のこと、大学のよさや要望など
- 13:00～14:00
  県立病院見学、看護部へのヒヤリング　教育担当副部長
- 14:30～15:50
  教員との話し合い、質疑応答

現地訪問調査の実際



校舎全景



校舎入口からの風景

現地訪問調査の実際



校舎近景



エントランスホール

現地訪問調査の実際



食堂



図書館　閲覧室

現地訪問調査の実際



病院からみた校舎

県立中央病院の様子

学生指導室



調査のまとめ：報告書作成

- 書面調査に訪問調査結果を加え、分担執筆

＊訪問調査結果についてのまとめの時間ないままに分担し、事後の調整に手間取った。

＊基準ごとの作業・・・関連するところが重複してとりあげられるあるいはどちらの基準の内容か、判断にばらつきがあり、重複して記述される結果も。

- 訪問調査で学生ヒヤリングや実習施設との連携などの良い点や進んでいる点などが明確になったが、いずれの基準にもっとも適合する内容か、判断が意外と難しい。
- 概評、評価基準別評価の順に作成、対象校に配布予定

対象校のご協力に感謝申し上げます。

評価委員一同

評価結果の報告（対象大学：明治国際医療大学）

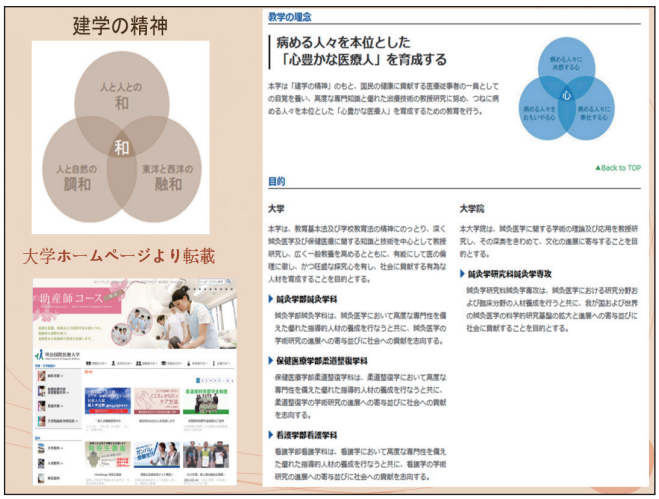
柳　修平（東京女子医科大学）

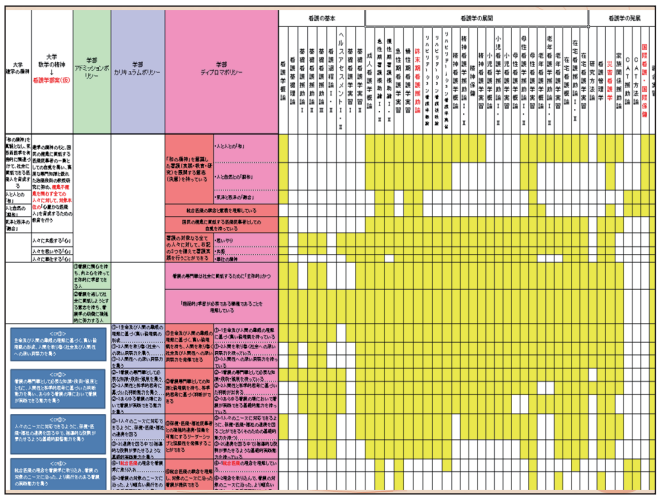
試行評価に協力が得られた明治国際医療大学は、平成 20 年度大学機関別認証評価を受けているが、看護学部は完成年度前のため対象ではなかった。調査作業は送付された評価項目、評価の根拠および自由記述を参考資料と照合する書面調査を行い、現地調査で重点を置く課題を選定し事前送付を行い実施した。協力校は、わが国最初の鍼灸学を教授する大学（明治鍼灸大学）として開学した歴史を持ち、東洋医学と西洋医学の統合医療・補完代替療法を全学の教育目標に置き、鍼灸学部、保健医療学部、看護学部のそれぞれで独自性の高い教育を展開している。

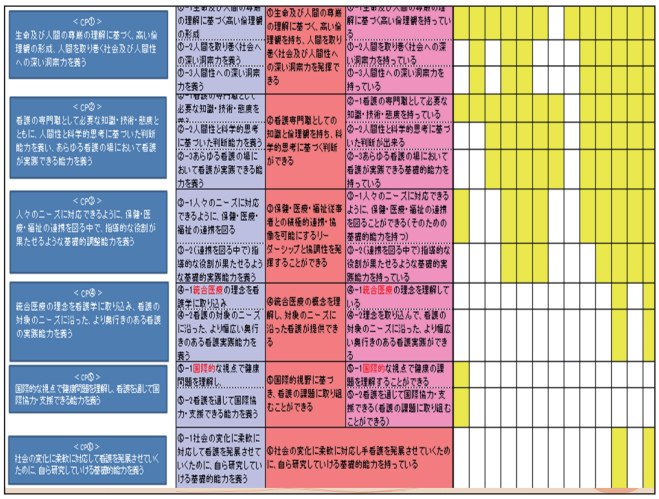
看護学部においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに大学の教育理念を反映させた特色のある学部教育を構成し、改正カリキュラムの編成や教員組織編成、FD 活動などで、それらの特色を打ち出している。学生面談においても、学生の受験・入学動機や講義・演習と臨地実習でのコンプリメンタリーセラピーの体験談などは、看護系大学に求められている独自の教育課程の編成を先験的に体現している。その背景に伝統のある鍼灸学の大学として開学した経緯があり、教学の理念も「病める人々を本位にした心豊かな医療人の養成」にあるが、健康概念を捉えた看護学部としての方向性を出した見直しの視点が学部教員組織で検討されている。

看護学部開設から 6 年経過し教員も多数が入れ替わっており、学部教育の態勢の安定性と大学内で看護学部の理解を高めることについても意見交換が行われたが、分野別認証評価の役割に大学が取り組む看護学教育を側面から支援することを組み込むことも質の向上を看護系大学全体に促進する上で検討課題になると考えられる試行調査であった。

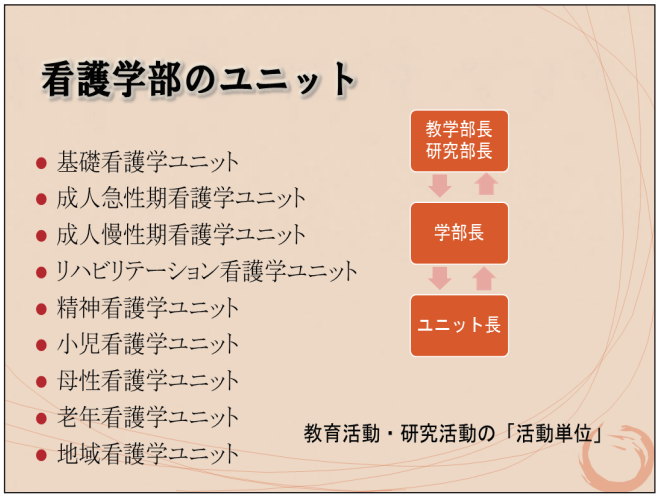









全学で行われているユニークな教員研究組織
ユニット


看護学部のユニット
基礎看護学ユニット
成人急性期看護学ユニット
成人慢性期看護学ユニット
リハビリテーション看護学ユニット
精神看護学ユニット
小児看護学ユニット
母性看護学ユニット
老年看護学ユニット
地域看護学ユニット
教学部長
研究部長
学部長
ユニット長
教育活動・研究活動の「活動単位」


基礎看護学における コミュニケーションの授業研究
ーシミュレーション教育を取り入れてー
ユニット研究活動報告例


教育環境
2F
5F
3F
6F
4F
看護学部棟







訪問調査

- 先発学部の伝統
- 看護学部の強み
- 独自性の高い教育

Ⅲ―１－３）評価対象大学からの報告

評価対象大学からの報告（対象大学：山形県立保健医療大学）

大平　光子（山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科）

(1) 山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科の概要

山形県立保医療大学は山形市の最北に位置する開学 12 年目の大学である。開学 10 年目を迎えた平成 21 年に公立大学法人に移行した。１学部３学科（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）からなり、看護学科学の学生定員は 220 名（1 学年 50 名、3 年次編入生 10 名）である。看護学科の教育理念、教育目標とディプロマポリシーについては、パワーポイント資料をご参照いただきたい。ディプロマポリシーは、平成 24 年度教育課程改正の検討過程で、平成 23 年度に明文化した。

本学では平成 17 年度に全学的な教育課程の見直しを行い、平成 18 年度に教育課程を改正した。また、指定規則改正に伴う、平成 24 年度教育課程改正に向けた検討は、看護学科の Faculty Development として位置づけ、看護学科全教員で教育課程を見直し、平成 24 年度教育課程を編成した。

(2) 看護学専門分野別評価を受けた動機

看護学科では大学開学以来、看護学教育の充実や改善に向けて取組んできた。また、平成 21 年度には、大学基準協会による認証評価を受け、大学基準に「適合」していると認定された。しかしながら、全学的な自己点検・評価は機関別評価の範囲にとどまっており、看護学教育における自己点検・評価を十分に行っているとはいえない状況であった。さらに、３学科１学部の構成は、教育上のメリットがある反面、看護学科が目指す看護学教育の充実や改善に向けた活動や行動の必要性は、全学的な理解が得られにくい現状であった。そこで、看護学教育に特化した自己点検・評価とピアレビューにより、看護学科の教育・研究の充実と改善を実現したいと考え、看護学専門分野別評価（試行）を受けることとした。

(3) 看護学専門分野別評価の実際

平成 21 年度に機関別認証評価を受けていたので、大学としての最低限の基礎資料は揃っており、自己点検・評価の準備作業はある程度省力化できた。

専門分野別評価を受けて良かった主な点は次の２つである。ピアレビューによって良いところを評価してもえらえたことは、本学科の自信になるとともに、今後の教育・研究活動の充実や改善に向けて取り組む動機付けとなった。２つ目は、自己点検・価評の根拠となる教育研究活動の経過に関する資料を組織的・系統的に作成、整理、保存しておく重要性を改めて認識できたことである。また、訪問調査で、他大学の教員（評価者）と質疑応答や議論ができたことは、本学の強みや弱点に関する認識が妥当であったことを確認する機会となり、大変意義があった。

評価を受けて課題が残った点は、看護学科が指摘を受けた問題点や課題とその改善に向けた取組みに関して、看護学科と大学の間に認識の差があったことである。現状で大学の

意思決定に十分に参画できていない本学科の場合、課題解決に向けた学科の取組みの妥当性について、全学的に理解を得ることは容易ではないことを実感している。

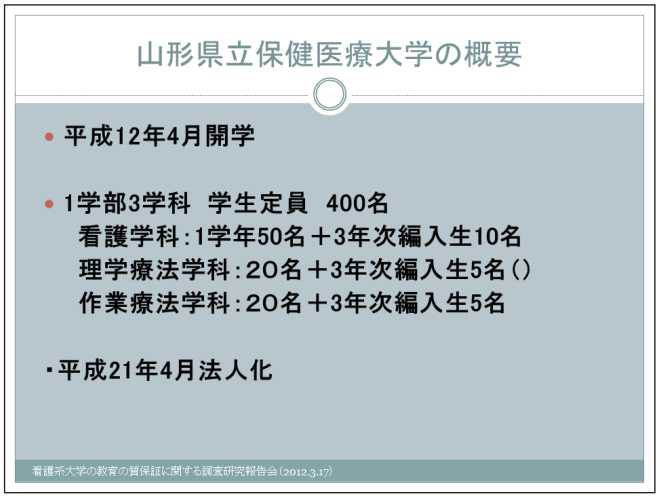
(4) 今後の本事業に対する期待と評価結果の活用

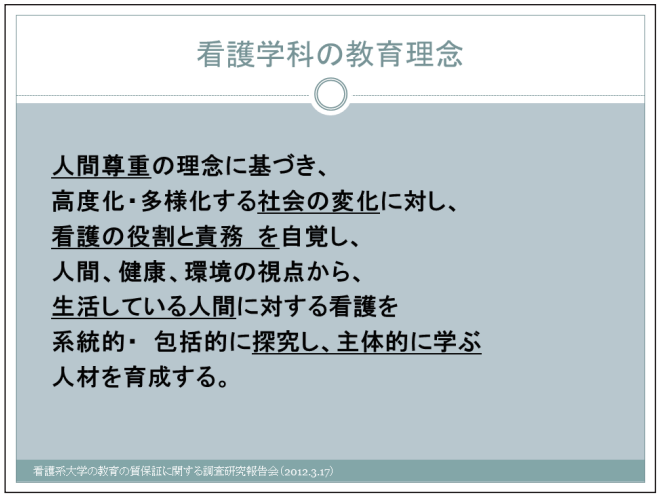
看護学教育評価検討委員会による看護学専門分野別評価は、今後も評価を受ける大学にとって、教育研究活動の充実と改善に向けて取り組む動機付けとなるようなピアレビューを継続していただきたい。

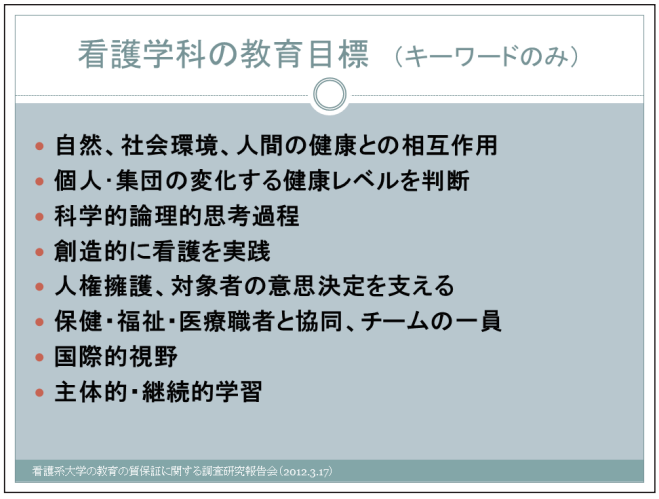
今回の評価における、自己点検・評価のプロセスと評価結果は、本学科の現状と現状改善に向けた目標・計画を学科内で共通認識することに活用し始めている。また、教育・研究活動において、本学科の充実している点および問題点の認識と問題解決に向けた看護学科の取組みの妥当性を全学的に説明するための根拠として活用していきたいと考えている。

最後に、平成 23 年度看護学分野別評価（試行）を受ける機会を得られたことに感謝いたします。









看護学科のディプロマポリシー

1 人間の尊厳を理解し、倫理感に基づき責任ある行動ができる。
2 多様な知識と看護に求められる専門的技能を修得し、看護活動に取り組める能力を身につけている。
3 医療チームの一員としての役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を身につけている。
4 知的好奇心をもって、問題をみつけ、考え、解決に向けて継続的に学習する能力を身につけている。
5 多様な文化と価値観を理解し、国際的な視野から、健康問題を捉える能力を身につけている。
6 地域の保健医療の水準の向上に貢献できる基礎的能力を身につけている。

看護学科カリキュラム改正の概要

- 平成17年度
  教育課程の見直し
  ⇒平成18年度カリキュラム改正
- 平成22年度～23年度
  指定規則改正に伴う教育課程検討
  ⇒平成24年度カリキュラム改正

本学科が試行評価を受ける動機

- 平成21年度大学基準協会による評価は「適合」
  しかし、看護学教育としての自己点検・評価は十分とは言えない。
- 1学部3学科という構成のため、看護学教育の充実や改善に向けた活動や行動の必要性について全学的な理解が得られにくい。

看護学教育に特化したピアレビューによって、
本学科の教育・研究の充実と改善を実現したい。





試行評価を受けて（良かった点）

- 本学科捉えている問題点は妥当であることが確認できた。（自己評価と第三者評価に大きな開きがなかった）
- 本学科の自信になるとともに、今後の教育活動の充実・改善に向けての動機付けとなった。（ピアレビューにより、本学科の良いところを　評価してもらえた）
- 自己点検・評価のためには、日ごろから教育研究活動の経過等の資料を整理して、保存しておくことが重要であることを改めて認識した。

試行評価を受けて （課題が残った点）

- 本学科における課題や改善に向けた取り組みについて、全学的な理解を得るに至っていない。

特に指摘を受けた問題点（大学の意思決定への参画、教員補充・増員）についての問題意識は本学科と大学の認識に差がある。

現状で大学の意思決定に十分に参画できていない本学科のような場合、問題点の改善勧告や改善報告書提出を求められるなどの強制力が働かなければ問題点の解決が困難。

今後の本事業に対する期待

- 今後も看護学教育および研究活動の充実・改善に向けた動機付けとなるピアレビューを継続していただきたい。
- 看護学教育の認証評価機関設立に発展する ことを願う。
- 実地評価においては、学長・理事等の出席を文書で要請してもらえると良い。

大学（看護学科）としてこの評価をどのように活用していきたいか

- 本学科において伸ばしていく点、今後の課題解決に向けた目標、行動計画を学科内で共通認識することに活用していきたい。
- 本学科の教育・研究の充実している点・改善点や今後の課題への取組み方の妥当性を全学的に説明するための根拠として活用していきたい。

評価対象大学からの報告（対象大学：明治国際医療大学）

山田　皓子（明治国際医療大学看護学部）

(1) 本学の紹介

本学は京都でも京都府中北部に位置し、京都駅から JR で約 1 時間、車窓は四季折々、風光明媚であるが、山陰線沿線でかなりの郊外になる。学部は、鍼灸学部、保健医療学部、看護学部の 3 学部を有する。鍼灸学部は、日本で初めて鍼灸教育の短期大学を 1978 年に開学し、1983 年に明治鍼灸大学として大学教育に移行し、東洋医学の大学院前期修士課程・後期博士課程を持つ伝統校である。2004 年に保健医療学部柔道整復学科が、2006 年に看護学部看護学科が開設された。

(2) 試行評価を受けて

＜試行評価の取り組み過程＞は、2011 年 11 月下旬に参加の打診があり、看護系教授会にて試行評価参加について議論し参加を決定した。教授 7 名が各委員会の役割から分担内容を決定し、10 の評価基準にそって分担作業をおこなった。各自の評価を正月明けに合体し、内容の点検・確認・修正を行い、大学事務局に整理、郵送を依頼した。少ない時間で集中的に取り組み仕上げたともいえる。

引き受けた理由は、看護学部全体を把握でき、客観的に見直すいい機会になると考えた為である。

また、平成 24 年度カリキュラム改正プロジェクト・ワーキンググループができており、事務職にもあまり負担はかからないと思われた。

＜ポジティブな側面＞では、意識していなかった規程や組織運営などが理解できたこと、大学と学部の現状が明らかになったこと、評価を通して事務部門とのやり取りができ共通理解のきっかけができたこと、本学の看護系教授会の力の総和の強さを改めて確認でき、お互いを信頼できたことである。

＜ネガティブな側面＞では、大学全体をみるとシステム化ができてない箇所が多いこと、年末で合同作業が難しかったこと、作業結果を検討する時間が少なかったこと、資料集めが大変だったことなどである。

試行評価作業をまとめることにより、情報の整理、問題点と課題の明確化、本学の進むべき方向の決定、それを進める優先順位の決定について大きなヒントをいただいたと思われる。

(3) 試行評価の活用方法

改善の余地ありと評価された項目をみると、1）教育を支える研究活動の不足、2）教育研究組織の軟弱さ、３）施設・設備の整備であり、後発の看護学部設置ゆえの不備が目立つため既存の建物を柔軟に共有すること、改造することが必要であることを示唆された。

(4) 本事業に対する期待

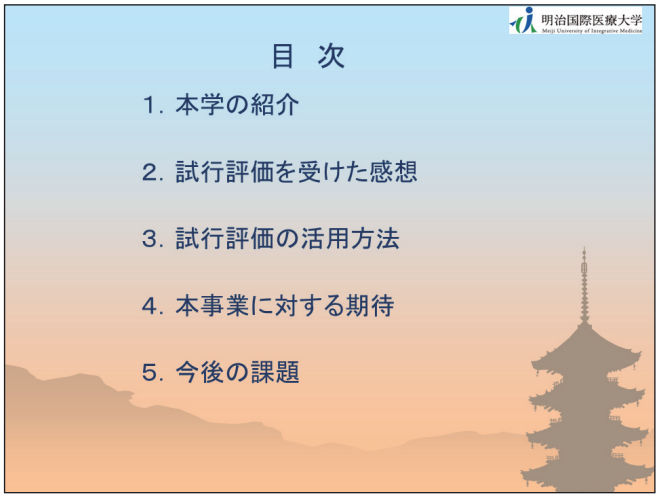
全体がみえることで、教員の思考の整理につながるので多くの参加校が参加するとよい

だろう。参加校が増えれば、結果を客観的に分析できる。卒後を見越した評価内容の検討の追加もしていただきたい。最後に大学事務職にでも理解できる具体的な評価内容であるとよいのではないだろうか。

(5)本学にとっての今後の課題

新カリキュラムの実践と評価、本学の特徴を生かした補完代替療法をとりいれた看護教育・研究の推進、教員の自己研鑽による質の向上をさらに励むことである。









試行評価の取り組み過程

2011年11月下旬　看護系教授会にて試行評価参加決定

↓

2011年12月中旬　10の評価基準にそって分担：教授7名
各委員会の役割から分担内容を決定

↓

2012年1月初旬　7名の作業を合体！：内容の確認・修正

↓

2012年1月中旬　最終原稿の確認・修正と送付

★少ない時間で集中的に取り組みました！

2. 試行評価を受けた感想①

1）ポジティブな側面
- ・知らなかった規程や組織運営などが理解できた
- ・大学と学部の現状が明らかになった
- ・評価を通して事務部門とのやり取りができ共通理解のきっかけができた
- ・本学の看護系教授会の力の総和を感じた

2）ネガティブな側面
- ・大学全体をみるとシステム化ができてない箇所が多い
- ・年末で合同作業が難しかった
- ・作業結果を検討する時間が少なかった
- ・資料集めが大変だった

2. 試行評価を受けた感想②

情報の整理

↓

問題点と課題の明確化

↓

＊進むべき方向の決定

＊優先順位の決定

3. 試行評価の活用方法

- Weak　ポイントとその改善・強化

1）教育を支える研究活動：
- ⇒学部内教育科目の担当を通して専門性を高める
- ⇒看護研究のゼミを通して教員の研究の専門性を伝える

2）教育・研究組織
- ⇒公明正大な業績評価、組織による評価体制の整備が必要
- ⇒学生の質、教員の研究・教育能力の向上戦略が必要である
- ⇒事務部門、本部の方針と教育の理想の歩み寄りが重要である

3）施設・設備の整備
- ⇒3学部であるため既存の建物を柔軟に共有し、必要に応じて改造する

4. 本事業に対する期待

- 全体がみえることで、教員の思考の整理につながる。
- 参加校が増えれば、結果を客観的に分析できる。
- 卒後を見越した評価内容の検討の追加。
- 大学事務職にでも理解できる具体的な評価内容

5. 今後の課題

- 新カリキュラムの実践と評価

⇒カリキュラム・自己点検委員会・教務委員会・学務課の連携

- 補完代替療法をとりいれた看護教育・研究の推進

⇒実践セミナーや研究会の立ち上げ（卒業生、地域の看護職等）

- 教員の自己研鑽による質の向上



最後のスライドは（2012.3.15撮影）、看護学部の教員達が自己研鑽で、認定証や修了証書を取得している証である。

「補完代替医療」
（Complementary and Alternative Medicine)CAM,
(Complementary and Alternative Therapy) CAT

Ⅲ―２．学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究　試行評価資料配布

試行評価に用いた資料を小冊子として取りまとめ、今後、看護学教育評価の参考にして頂ける事を願い、一般社団法人日本看護系大学協議会の会員校に 5 部ずつ配布した。

平成●年●月吉日

一般社団法人日本看護系大学協議会会員校
代表者　各位

一般社団法人日本看護系大学協議会
平成 23 年度 代表理事　野嶋　佐由美
看護学教育評価検討委員会委員長　髙橋　眞理
（公印省略）

「平成 23 年度　学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」試行評価資料　小冊子の送付について

拝啓　時下ますますご清栄の段、心よりお慶び申し上げます。

平素は本協議会の事業に関しまして、御理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、平成23年度 文部科学省 大学における医療人養成推進等委託事業において、看護学教育評価検討委員会が実施致しました「学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」の試行評価に用いた資料を別添小冊子として取りまとめましたのでご送付申し上げます。小冊子には学士課程看護学専門分野別評価試行事業の実施要項、評価マニュアル、自己点検・評価書、分野別評価基準を掲載致しております。なお、試行評価の全過程の詳細につきましては、後日報告書をご送付申し上げます。

会員校におかれましては、今後の看護学教育の評価としてご参考にして頂ければと存じます。

今後も看護系大学相互の連携と協力によって、看護学研究と教育の充実、情報交換、調査等に取り組んでいく所存です。

どうか本協議会の事業に対し御理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

担当及び連絡先：一般社団法人日本看護系大学協議会
看護学教育評価検討委員会委員長　髙橋　眞理
北里大学　看護学部内　事務局
〒252-0329　神奈川県相模原市南区北里 2-1-1
E-mail:　janpuhyouka@nrs.kitasato-u.ac.jp

Ⅳ. 今後の課題

今回の一連の評価をとおして、今後の主な課題として以下の点が挙げられた。なお、具体的な指摘や詳細などは、各評価委員、評価対象校からのご意見を是非参照していただきたい。

１．今回の試行評価で示された評価プロセス上の課題

・　評価システムのプロセス全体からは、時間効率、予算の削減にむけて今後適宜インターネット会議の有効活用（スカイプ会議等）を是非検討していくことを提案する。
また、評価期間は今回の試行評価の実施期間が助成との関係で、短期間であったことから、適切な評価期間の設定を検討することは必要である。
さらに、評価者側の評価視点の公平性、一貫性にむけて、評価者評価マニュアルの作成や評価者トレーニングの実施などによる評価指標のポイントの明確化を図ることが必須である。
あわせて、今回は実施に至ることができなかった看護系専門家以外による外部評価委員の導入も重要である。

・　評価基準・項目については、まず、基準 10 の「予算の措置」の項目内容については現状に即した評価可能な内容にするため、再検討が必要である。
また、教育の成果の評価方法については具体的な例示案を評価表と一緒に示すことで、到達度成果などが具体的に提示されるようになると考えた。

・　訪問評価については、今回成果が報告された実習施設の見学とあわせて、実習指導者との面談の評価の導入も検討していくとよいと考える。

・　カリキュラム評価においては、日本看護系大学協議会の評価であることから、モデルコアにそった評価方法の構築が望ましいと考えることから、この点を強調した評価表提出の更なる研鑽が必要であろう。

・　卒後評価の導入も必要であり、例えば就職後、就職先からの評価の導入なども検討してはどうかと考えた。

２．本協議会内における仕組みづくりに関する課題

１）本協議会として、看護学教育における専門分野別評価と、教育研究体制・モデルコアカリキュラム間の関係を今後質保証システムとしてどのようにモデル化していくかを提示し、今後目指す方向性を打ち出す時期にきていると考える。

２）専門分野別評価実施の仕組みづくりにおいては、以下の推進方策の決定が必要と考える。

専門分野別評価の推進方策

① 本協議会内での実施に関すること
② 本協議会と認証評価機関との関係に関すること
③ 事務局体制に関すること
④ 対象校からの評価費用の徴収との収支バランスに関すること
⑤ 評価者の訓練に関すること
⑥ その他重要なこと

検討事項

① 専門分野別評価の設置規程案
② 事務室設置規程案
③ 委員会規程案
④ 専門分野別評価の最終ゴール像はどこか
　設置基準遵守の確認か・看護学教育成果の評価か・国際通用性の保証か
⑤ 評価方法の更なる検討

３．将来構想案

24 年度　　本協議会における専門分野別評価実施方法の意思決定
25～26 年度　評価方法の更なる周知、上記推進方策、検討事項の決定
　　ブロック制で加盟校による自己評価の試行
27 年度（新カリキュラム 4 年次生）本協議内で学士課程専門分野別評価の本実施

数年後に協議会のもとに、看護学の大学教育のみの評価を実施する第三者評価機構（例えば、専門看護師、専門分野別評価を実施する）を立ち上げることの検討を始める。諸外国の例からも、今後、わが国大学看護学教育における第三者評価機構は、自己資金のもとに運営していくという考え方への転換が必要ではないか。これには、まずは加盟大学や各教員ひとりひとりの意識改革が重要な鍵であると考える。

本プロジェクトの実施にあたり、非常にお忙しい時期にも関わらず、本プロジェクトの趣旨をご理解頂き快く調査にご協力頂きました、山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科　菅原京子学科長様、明治国際医療大学看護学部　山田皓子学部長様をはじめ、両学部学科の教職員の皆様へ心より感謝申し上げます。

平成 23 年度 文部科学省 大学における医療人養成推進等委託事業
「学士課程における看護学専門分野別評価実施の
仕組みづくりに関する調査研究」

平成 24 年 3 月 31 日

発行
一般社団法人　日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋　佐由美

〒101-0047　東京都千代田区内神田 2－11－5　大澤ビル 6 階
TEL：03-6206-9451　　FAX：03-6206-9452
E-mail：office@janpu.or.jp

https://doi.org/10.32283/rep.af474aa2